

第4期富良野市障がい者計画



ともに生き
ともに暮らせるまち
ふらの

平成30年3月
富良野市

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 本計画の対象とする障がい者(児)とは	2
3. 計画の位置づけ	3
(1) 策定の根拠	
(2) 他計画との関係	
4. 計画期間	5
5. 計画策定の方法	5
6. 制度改正の概要	6
(1) 近年の国の動向	
(2) 制度改正の主なポイント	
第2章 障がいのある人を取り巻く環境	
1. 富良野市の状況	10
(1) 人口の推移	
2. 障がいのある人の現況	11
(1) 障害者手帳所持者数の推移	
3. 身体障がい者・児の状況	12
(1) 身体障害者手帳所持者数の推移	
(2) 障がい部位別の推移	
(3) 年齢別の推移	
4. 知的障がい者・児の状況	15
(1) 療育手帳所持者数の推移	
(2) 年齢別の推移	
5. 精神障がい者の状況	17
(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	
6. 障がい福祉サービス利用者の状況	18
(1) 障がい福祉サービス利用者数の推移	
(2) 障害支援区分別認定件数の推移	
7. 特定医療費(指定難病)等受給者の状況	20
(1) 特定医療費(指定難病)医療受給者数の推移	
(2) 小児慢性特定疾病医療受給者数の推移	
8. アンケート調査の概要	21
(1) 調査の目的	
(2) 調査の方法等	
(3) 回収結果(回収率)	
(4) 調査票の回答者の基本事項	
(5) アンケート調査結果(一部抜粋)	
第3章 計画の基本的考え方	
1. 基本理念	34
2. 基本施策	35
3. 施策体系	36

第4章 施策の展開	
基本施策1 生活支援の推進	40
(1) 相談支援の充実	
(2) 経済的な支援	
(3) 訪問系サービス	
(4) 日中活動系サービス	
(5) 居住系サービス	
(6) 移動に関する支援	
(7) その他サービス	
基本施策2 生活環境の整備	51
(1) 福祉のまちづくり	
(2) 防災・防犯対策	
基本施策3 教育・発達支援の充実	55
(1) 療育・保育・教育の充実	
(2) 特別支援教育の充実	
(3) 放課後活動・生涯教育の充実	
基本施策4 保健・医療の推進	61
(1) 予防・早期発見・早期支援	
(2) 保健医療の提供	
基本施策5 雇用・就労の拡大	65
(1) 就労支援の充実	
(2) 就労相談、雇用の拡大	
基本施策6 広報・啓発活動の推進	68
(1) 情報提供の充実	
(2) 相互理解及び啓発活動の推進	
(3) 情報バリアフリー化の推進	
(4) コミュニケーション支援の推進	
(5) ボランティア活動の推進	
基本施策7 権利擁護の推進	75
(1) 権利擁護の推進	
(2) 虐待や差別の解消	
第5章 計画の推進	
1. 計画の普及・啓発	77
2. 計画の推進体制	77
3. 計画の進行管理	77
資料編	
1. 富良野市障がい者計画策定経過	78
(1) 策定経過	
(2) 富良野市障がい者計画策定市民委員会委員名簿	
(3) 富良野市障がい者計画策定市民委員会設置要綱	
(4) 答申書	
2. 障がい者計画に関する市民意見など	83
3. 用語解説	84
4. 機関・部署一覧	90

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、障がいのある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざし、「ともに生き・ともに暮らせるまち ふらの」を基本理念として、平成 25 年 3 月に「富良野市障がい者計画」を、平成 27 年 3 月には「第 4 期富良野市障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

国では、平成 18 年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 23 年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約では障がいのある人に対する合理的な配慮の概念が盛り込まれました。

また、平成 24 年 6 月には従来の障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正し、難病患者を障がい者福祉の対象に含めるなど制度改正を推進しています。

さらに平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が成立し、平成 28 年 4 月から施行されています。

これら一連の法整備を経て、平成 26 年 1 月に国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、障がいのある人の人権及び基本的自由の享有と尊厳の尊重が、一層促進されることが期待されます。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、本市においても、新たな法律に対応するよう国や北海道の動向に留意しつつ、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきています。

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、障がいのある人の高齢化やより多くの支援を必要とする状況がみられ、それに伴って障がい者福祉のニーズは多様化している傾向にあります。

こうした障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会を目指し、「富良野市障がい者計画（第 3 期）」が平成 29 年度で計画期間を終了することから、国による障がい者制度改革の動きを反映し、個別施策の見直しを含めた「第 4 期富良野市障がい者計画」を策定します。

2. 本計画の対象とする障がい者（児）とは

障がい者とは障害者基本法第2条において、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁については「障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がい者（児）は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりではなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする方とします。

身体障がい者（児）とは

視覚・聴覚・平行機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸等の内部機能の障がい永続し、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者。

知的障がい者（児）とは

何らかの原因で脳に障がいを持ち、知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者。

精神障がい者（発達障がい者（児）を含む）とは

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者。

発達障がい者（児）とは

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢で発現し、日常生活又は社会生活に制限を受ける者。

高次脳機能障がい者とは

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる者

難病患者とは

原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病がある者。

3. 計画の位置づけ

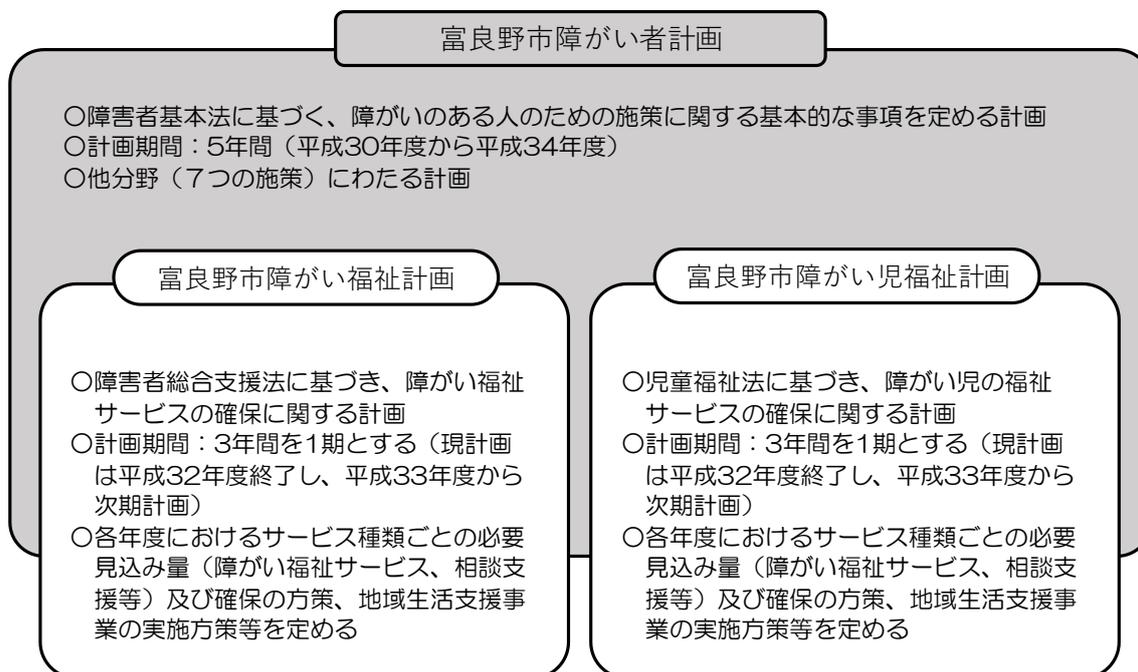
(1) 策定の根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき定められる「市町村障害者計画」にあたり、地域の障がいのある人の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする計画です。

一方、富良野市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき定められる「市町村障害福祉計画」にあたり、障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

また、平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正されたことに伴い、障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。

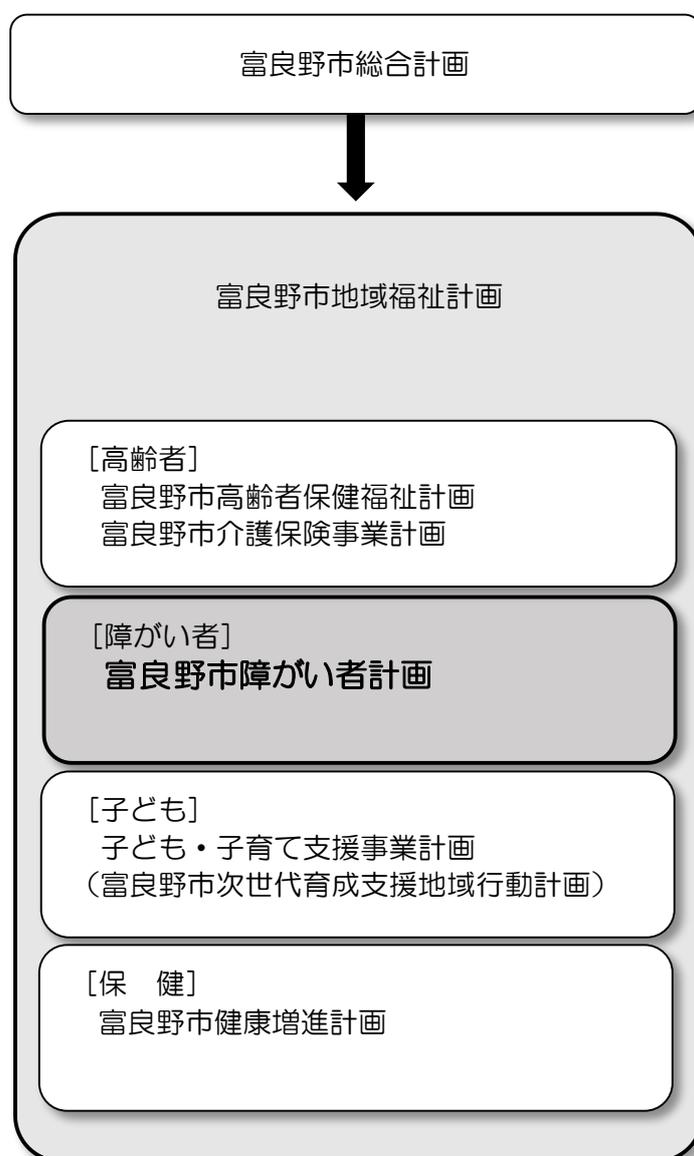
◀ 障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係 ▶



(2) 他計画との関係

本計画は、「富良野市総合計画」における障がい者部門の保健福祉計画の役割を担うとともに、福祉の全体計画である「第2期富良野市地域福祉計画」の下、「富良野市高齢者保健福祉計画」「富良野市子ども・子育て支援事業計画」など、関連する保健福祉計画と整合性のある計画として策定します。

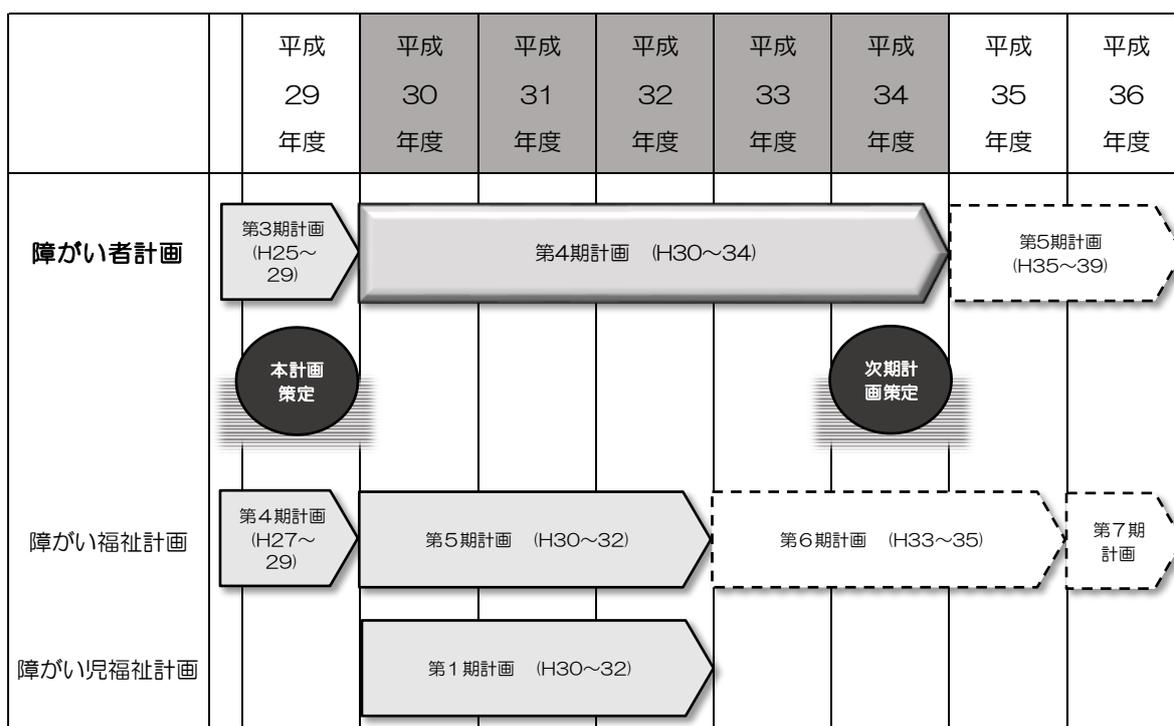
《 障がい者計画と他計画との関係 》



4. 計画期間

計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。なお、法律改正や社会状況などの変化により、必要に応じて見直します。

≪ 第4期富良野市障がい者計画の計画期間 ≫



5. 計画策定の方法

計画の策定にあたっては、地域住民のニーズ把握及び第3期計画を実施した成果の検証と課題の分析を行い、それらを本計画に反映していくことが必要なことから、学識経験者、福祉関係団体の代表者、公募委員など 12 名による「富良野市障がい者計画策定市民委員会」を設置し、延べ 6 回の委員会の開催、庁内実務者による実務者会議を 2 回開催するとともに、富良野地域自立支援協議会富良野部会においても会議等を開催しました。

また、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を求めました。

6. 制度改正の概要

(1) 近年の国の動向

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名し、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月）、障害者総合支援法の制定（平成 24 年 6 月）、障害者差別解消法の制定及び障害者雇用促進法の改正（平成 25 年 6 月）など、障がいのある人のためのさまざまな法改正が行われました。

これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准し、今後はより具体的に、障がいのある人との地域共生社会の実現や権利を保障する取組が進められていきます。

《 近年の国の動向 》

年 月	障がいのある人に関する主な法制度改正、施行など
平成18年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者自立支援法」施行 3障がい（身体・知的・精神）のサービス提供主体が市区町村に一元化され、サービス支給決定の透明化や明確化のため、障害程度区分を導入するなど、社会全体で障がいのある人を支える仕組みが構築される。
平成19年4月	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもの教育的支援を行う特別支援教育が学校教育法に位置づけられる。
平成19年9月	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者権利条約」に署名
平成21年12月	<ul style="list-style-type: none"> 国連「障害者権利条約」の締結に必要な国内法の整備をはじめとする日本の障がい者制度の集中的な改革を行うため「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置
平成23年8月	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者基本法」改正 共生社会の実現、差別禁止、教育・療養支援の充実化など
平成24年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者総合支援法」制定
平成24年10月	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
平成25年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者総合支援法」一部施行 新たに難病を追加 「障害者優先調達推進法」施行 障がいのある人の法定雇用率の引き上げ (民間 1.8%から2.0%、行政 2.1%から2.3%)
平成25年6月	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律施行 「障害者差別解消法」制定 「障害者雇用促進法」改正
平成26年1月	<ul style="list-style-type: none"> 国連「障害者権利条約」批准
平成26年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「精神保健福祉法」改正 「障害者総合支援法」施行 応能負担の明確化と障がい者の定義及び障害程度区分の見直しや、相談支援の充実、障がい児支援強化など
平成27年1月	<ul style="list-style-type: none"> 「難病患者に対する医療等に関する法律（難病法）」施行
平成28年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者差別解消法」施行
平成28年5月	<ul style="list-style-type: none"> 「成年後見制度利用促進法」施行
平成28年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「児童福祉法」改正 児童福祉法の理念の明確化や市町村及び児童相談所の体制の強化など
平成28年8月	<ul style="list-style-type: none"> 「発達障害者支援法」改正施行

(2) 制度改正の主なポイント

1) 「障害者総合支援法」の施行

平成24年6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、従来の障害者自立支援法は、障害者総合支援法となりました。

《 障害者総合支援法のポイント 》

①目的・基本理念
目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的実現のため、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなります。 また、基本理念は、平成23年の障害者基本法の改正を踏まえ、社会参加の機会の確保及び地域社会にける共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることとされています。
②障がいのある人の範囲の見直し
障害者自立支援法では、支援の対象が身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）に限定されていましたが、障害者総合支援法では一定の難病の患者が対象として加えられています。
③障害支援区分への名称・定義の改正
「障害程度区分」が知的障がい、発達障がい、精神障がいの状態を適切に反映していないとの指摘を踏まえ、「障害支援区分」へと改正されました。 また、知的障がい及び精神障がいについては、一次判定（コンピューター判定）で低く判定される傾向があったため、障害者総合支援法では障害支援区分の判定における認定調査項目や判定式の見直しが行われています。
④障がいのある人に対する全国共通の支援体系
重度の肢体不自由者に限定されていた重度訪問介護は知的・精神障がいのある人へ拡大しました。また、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一元化されています。
⑤サービス基盤の計画的整備
障がい福祉計画に必ず定める事項に「サービス提供体制の確保に係る目標に関する事項」と「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」を加えるほか、いわゆるPDCAサイクルに沿って障がい福祉計画を見直すことが規定されました。 また、自立支援協議会の名称についても、地域の実情に応じて定められるようにするとともに、障がいのある人や家族の参画が法律上に明記されています。

2) 「障害者基本法」の改正

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成 23 年 8 月に公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

「障害者総合支援法」では、その基本理念に“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されましたが、これは障害者基本法の一部改正に呼応したものでもあります。

3) 「障害者虐待防止法」の施行

障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるため、平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、家庭や施設などで障害者に対する虐待を発見した人に、自治体への通報が義務付けられました。

また、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

4) 「障害者優先調達推進法」の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、公的機関においては、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がい者の自立の促進に資することとされています。

5) 「障害者差別解消法」の施行

国連の「障害者権利条約」の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 25 年 6 月に公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行う義務が定められています。

6) 「障害者雇用促進法」の改正

平成 25 年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、平成 28 年 4 月から雇用分野における障がい者の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年 4 月から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

7)「難病法」の施行

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の一環として「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)が平成26年5月に成立し、平成27年1月に施行されました。

指定難病に対して医療費を助成する制度や難病の医療に関する調査及び研究の推進などについてこの法律で定めています。

8)「児童福祉法」の改正

平成24年の改正では、「障害者自立支援法」と「児童福祉法」に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が、「児童福祉法」に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障がい児通所支援と都道府県が支給決定する障がい児入所支援が創設されました。また、障がいのある児童の定義が見直され、身体及び知的に障がいのある児童に、精神に障がいのある児童が加えられ、平成25年の改正では、障害者総合支援法の成立に対応し、障がいのある児童の定義に難病が追加されました。

平成28年6月の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などが定められ、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障がい児福祉計画」の策定が義務づけられました。

9)「成年後見制度利用促進法」の施行

平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が公布され、同年5月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

10)「発達障害者支援法」の改正

平成17年の施行から約10年が経過し、発達障がいのある人の支援を一層充実させるため、平成28年8月に改正発達障害者支援法が施行され、目的に「切れ目なく発達障がい者の支援を行う」が明記されたほか、発達障がいのある人の定義の改正、基本理念の新設など、総則に大きな改正が行われました。また、発達障がいのある人を支援するための施策として、「発達障がいの疑いがある場合の相談体制の整備」や「個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の推進」が明記されるなど、改正は法律全般にわたっています。

第2章 障がいのある人を取り巻く環境

1. 富良野市の状況

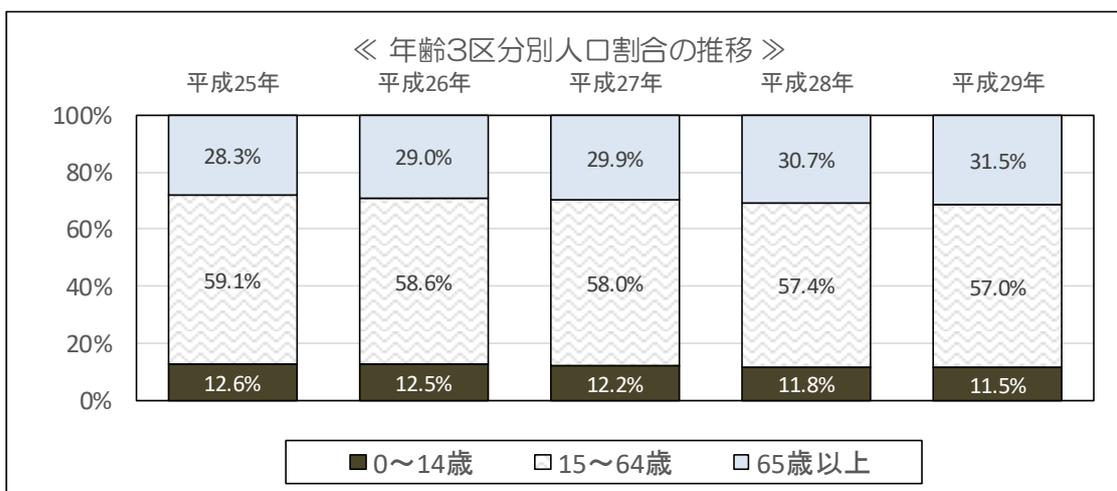
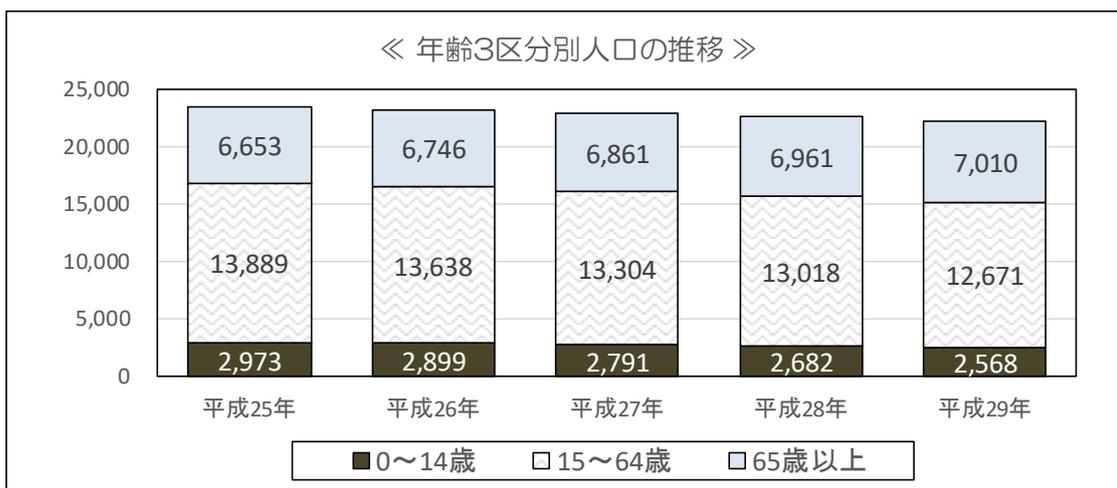
(1) 人口の推移

富良野市の住民基本台帳への登録人口は、平成29年4月1日現在22,249人となっており、5年前より1,432人減少しており、総人口で6.0%減少しています。また、単年度でも200~300人が減少している状況です。

(単位：人、%)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人口 (A)	23,681	23,515	23,283	22,956	22,661	22,249
対前年増減数	△ 296	△ 166	△ 232	△ 327	△ 295	△ 412
対前年増加率	△ 1.23	△ 0.70	△ 0.99	△ 1.40	△ 1.29	△ 1.82

資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

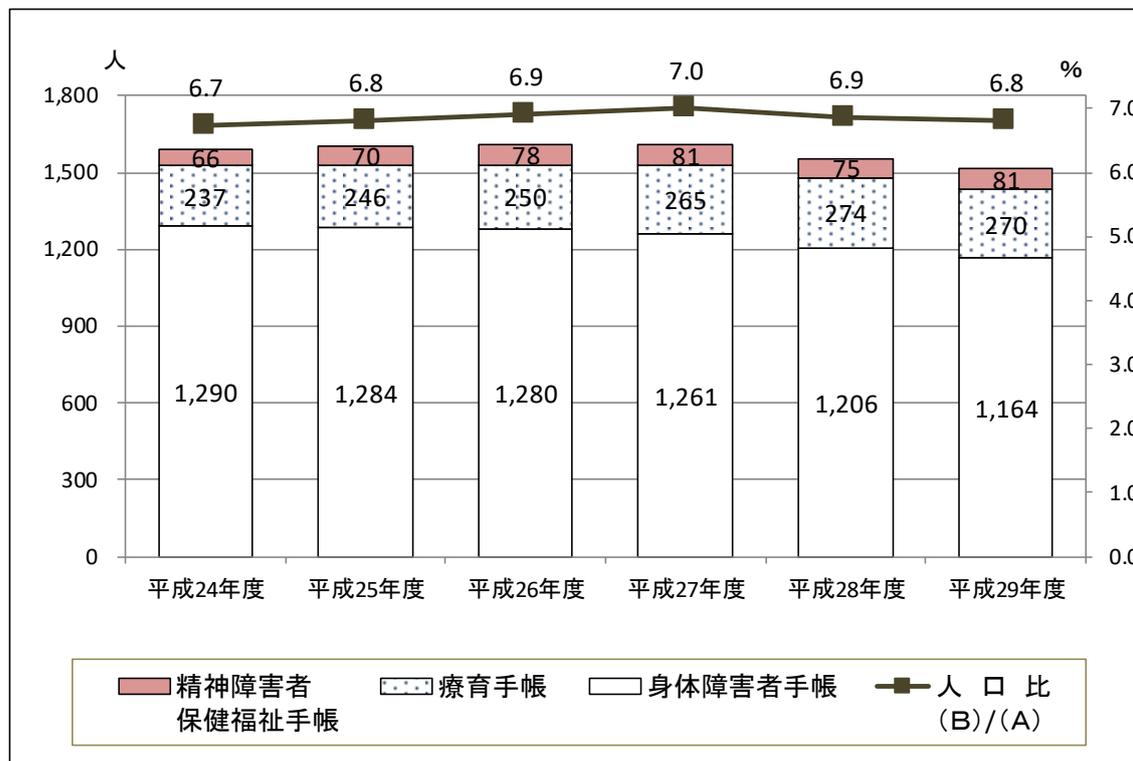


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 障がいのある人の現況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数は、平成29年4月1日現在 1,515人、総人口に占める割合は6.8%となっています。



(単位：人、%)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者手帳	1,290	1,284	1,280	1,261	1,206	1,164
療育手帳	237	246	250	265	274	270
精神障害者保健福祉手帳	66	70	78	81	75	81
障害者手帳所有者 (B)	1,593	1,600	1,608	1,607	1,555	1,515
人口比 (B)/(A)	6.7	6.8	6.9	7.0	6.9	6.8

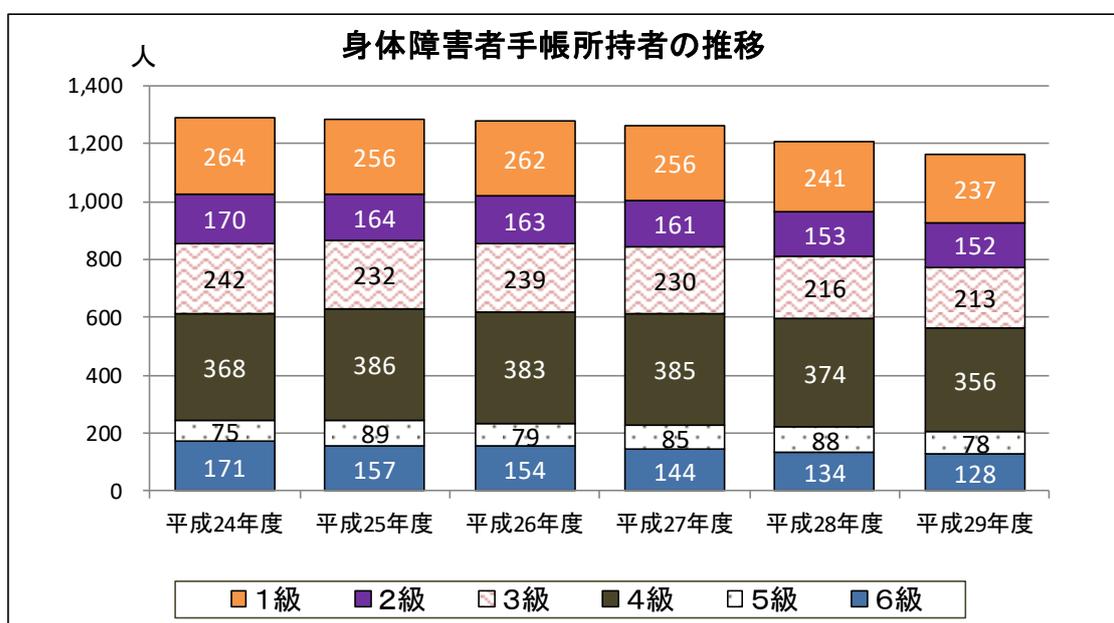
※各年度、4月1日現在

3. 身体障がい者・児の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、平成29年4月1日現在で1,164人となっています。身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、平成24年度と比較したところ126人(9.8%)減少しています。

また、障がいの等級別にみると、平成29年4月1日現在で1級237人(20.4%)、2級152人(13.0%)、3級213人(18.3%)、4級356人(30.6%)、5級78人(6.7%)、6級128人(11.0%)となっており、前年度比では全ての等級で減少傾向にあります。



(単位：人)

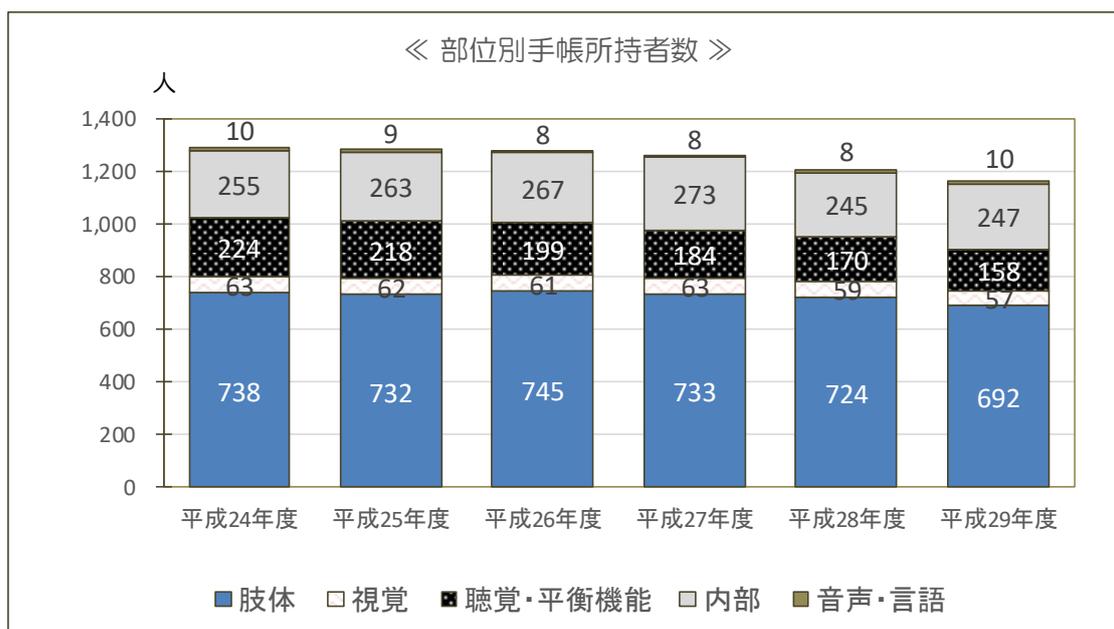
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
手帳所持者数	1,290	1,284	1,280	1,261	1,206	1,164
1級	264	256	262	256	241	237
2級	170	164	163	161	153	152
3級	242	232	239	230	216	213
4級	368	386	383	385	374	356
5級	75	89	79	85	88	78
6級	171	157	154	144	134	128

資料：富良野市福祉課（各年4月1日現在）

(2) 障がい部位別の推移

障がいの部位別にみると、平成29年4月1日現在、「肢体不自由」が692人（59.5%）と過半数を占めています。以下、「内部障がい」247人（21.2%）、「聴覚・平衡機能障がい」158人（13.6%）、「視覚障がい」57人（4.9%）、「音声・言語機能障がい」10人（0.9%）の順となっています。

また、最近の動向をみると、「音声・言語機能障がい」、「内部障がい」において増加に転じた年度はあるものの、身体障害者手帳所持者数の減少に伴い、平成24年度と比較して全ての部位別で減少しています。



(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
肢 体	738	732	745	733	724	692
視 覚	63	62	61	63	59	57
聴覚・平衡機能	224	218	199	184	170	158
内 部	255	263	267	273	245	247
音声・言語	10	9	8	8	8	10

資料：富良野市福祉課（各年度4月1日現在）

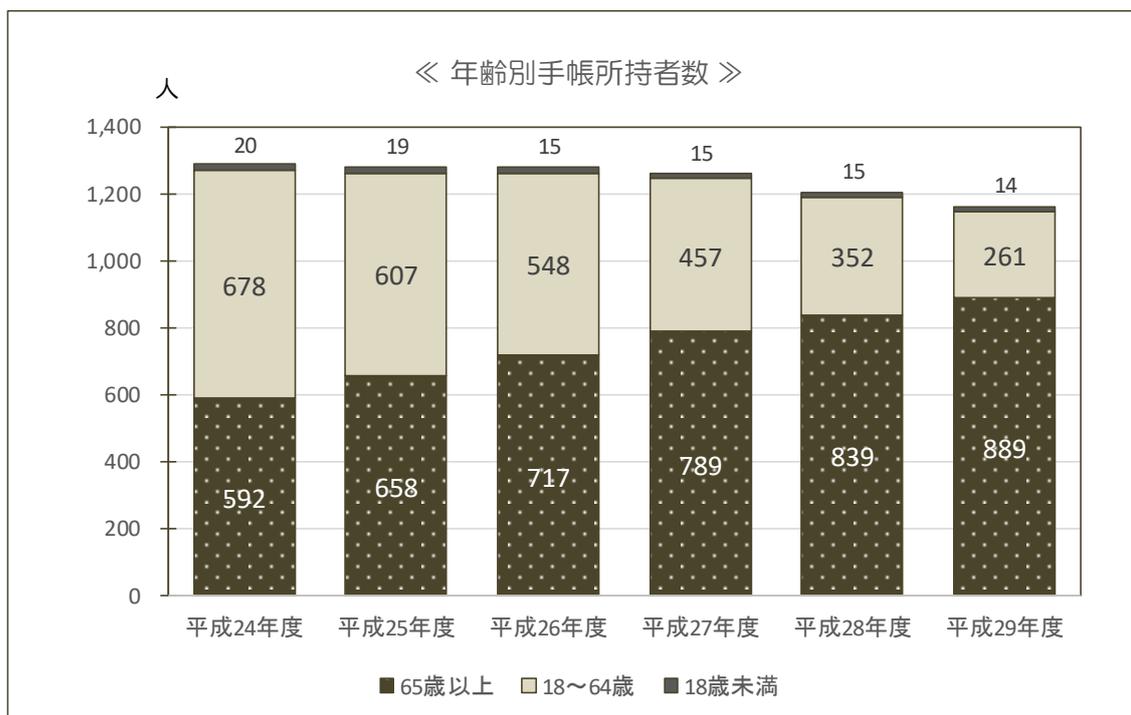
(3) 年齢別の推移

身体障害者手帳を所持する人の年齢別構成では、18歳未満の障がい児が14人(1.2%)、18～64歳の障がい者が261人(22.4%)、65歳以上の障がい者が889人(76.4%)で、手帳所持者のほとんどが18歳以上(98.8%)です。平成25年度以降、65歳以上の障がい者の増加が顕著であり、平成25年度にほぼ同率であった18～64歳と65歳以上の人数が、平成29年度では65歳以上が18～64歳の3倍となっています。

(単位：人)

区分 \ 年	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	20	19	15	15	15	14
18～64歳	678	607	548	457	352	261
65歳以上	592	658	717	789	839	889
計	1,290	1,284	1,280	1,261	1,206	1,164

資料：富良野市福祉課（各年4月1日現在）

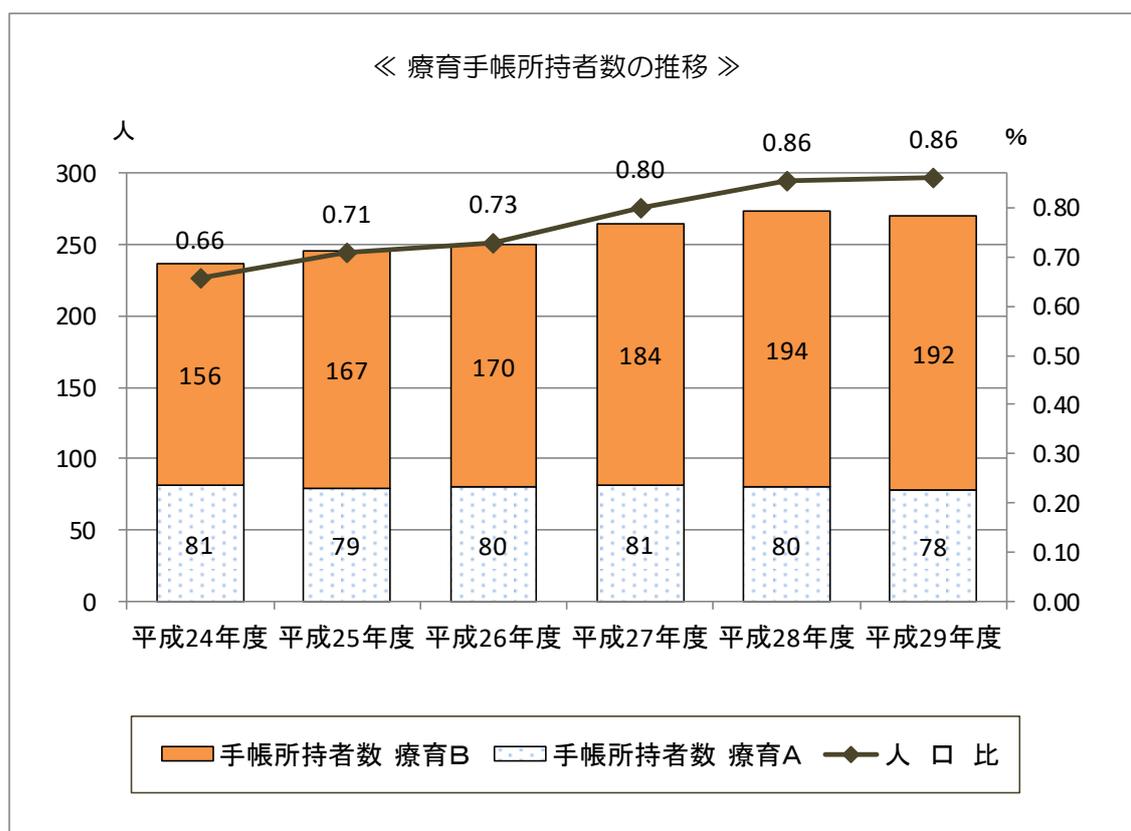


4. 知的障がい者・児の状況

(1) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成29年4月1日現在270人で、平成24年度と比較して33人(13.9%)の増加となっています。

手帳所持者は年々増加傾向にあり、障がい程度別ではA判定(最重度・重度)78人(28.9%)、B判定(中度・軽度)192人(71.1%)となっています。特にB判定(中度・軽度)の手帳所持者数が増加傾向にあり、平成24年度と比較して36人(23.1%)増加しています。



(単位：人、%)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手帳所持者数	237	246	250	265	274	270
療育A	81	79	80	81	80	78
療育B	156	167	170	184	194	192
人口比	0.66	0.71	0.73	0.80	0.86	0.86

資料：富良野市福祉課（各年度4月1日現在）

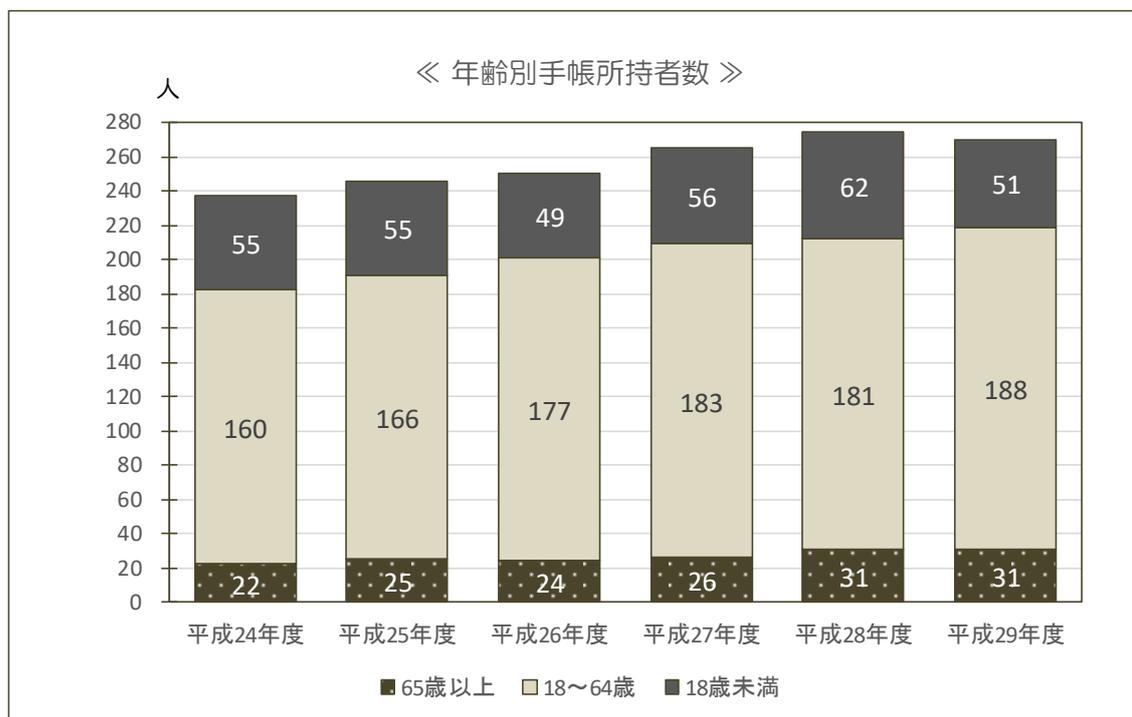
(2) 年齢別の推移

療育手帳を所持する人の年齢別構成では、18歳未満の障がい児が51人(18.9%)、18～64歳の障がい者が188人(69.6%)、65歳以上の障がい者が31人(11.5%)となっており、手帳所持者の約8割が18歳以上です。18～64歳が約7割を示す傾向に大きな変化はありませんが、最近の構成比の動向では18歳未満が減少し、65歳以上が増加傾向にあります。

(単位：人)

年 区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	55	55	49	56	62	51
18～64歳	160	166	177	183	181	188
65歳以上	22	25	24	26	31	31
計	237	246	250	265	274	270

資料：富良野市福祉課（各年4月1日現在）



5. 精神障がい者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

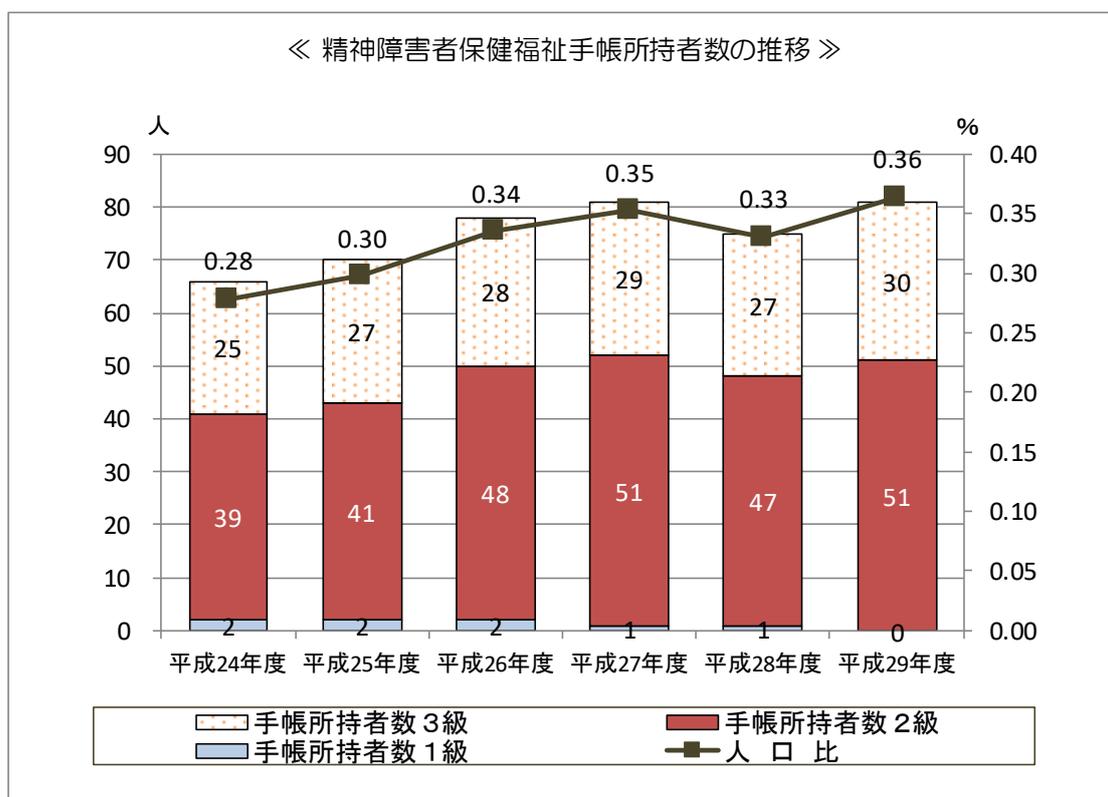
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年4月1日現在81人で、平成24年度と比較して15人（22.7%）の増加となっています。

平成28年度には手帳所持者数が減少となりましたが、最近の動向では増加傾向にあります。

（単位：人、％）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手帳所持者数	66	70	78	81	75	81
1 級	2	2	2	1	1	0
2 級	39	41	48	51	47	51
3 級	25	27	28	29	27	30
人 口 比	0.28	0.30	0.34	0.35	0.33	0.36

資料：富良野市福祉課（各年度4月1日現在）



6. 障がい福祉サービス利用者の状況

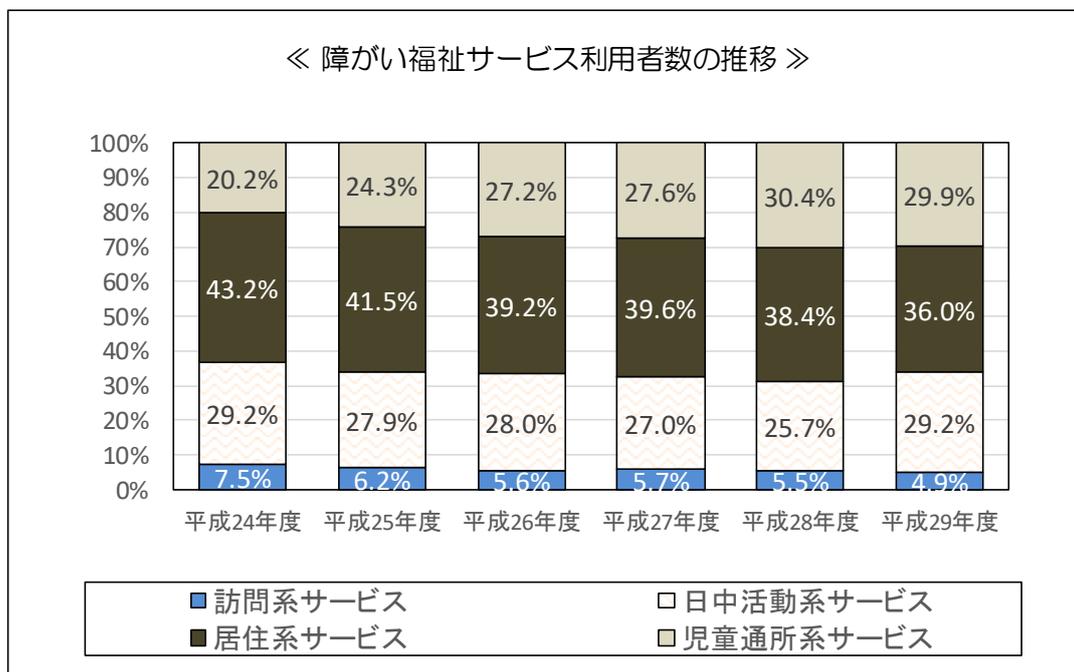
(1) 障がい福祉サービス利用者数の推移

障がい福祉サービスの利用者は増加傾向にあります。特に児童通所系サービスの増加率が高く、日中活動系サービス、居住系サービスについても増加しています。

(単位：人)

区分	年	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数		322	337	372	366	385	411
訪問系サービス		24	21	21	21	21	20
日中活動系サービス		94	94	104	99	99	120
居住系サービス		139	140	146	145	148	148
児童通所系サービス		65	82	101	101	117	123

資料：富良野市福祉課・こども未来課（各年度4月1日現在）



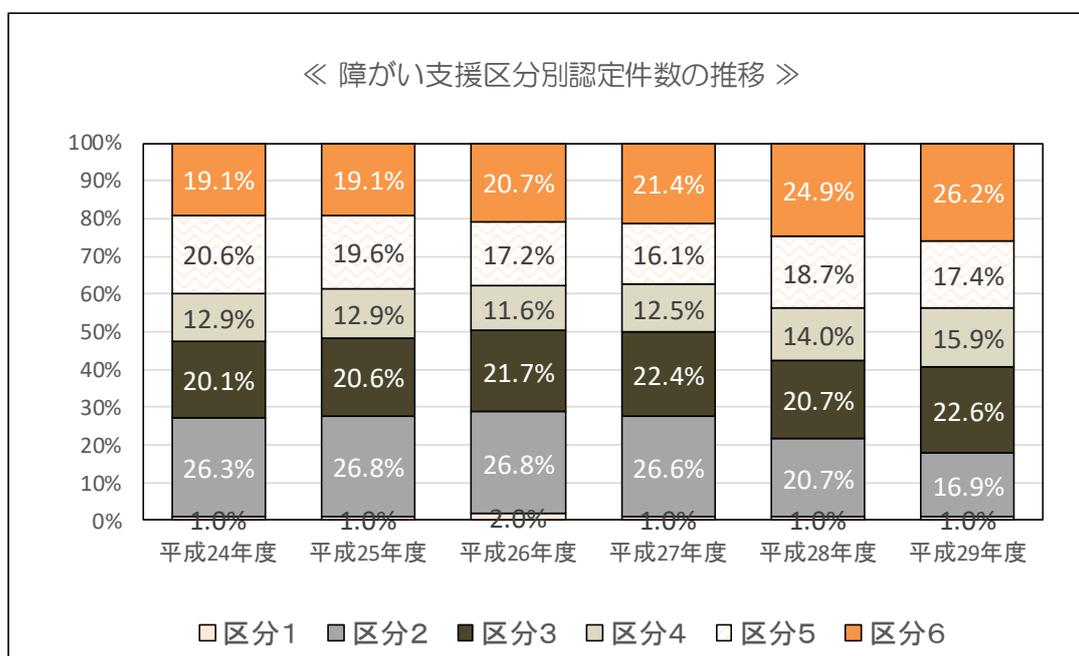
(2) 障害支援区分別認定件数の推移

障がい支援区分の認定件数に大きな増減はなく近年は推移していますが、より支援の度合いが高い「区分3」以上の認定件数が増加しています。特に「区分6」の増加率が高く、平成24年度と比較して7.2%の伸びを示しています。

(単位：人)

区分 \ 年	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定件数	194	194	198	192	193	195
区分1	2	2	4	2	2	2
区分2	51	52	53	51	40	33
区分3	39	40	43	43	40	44
区分4	25	25	23	24	27	31
区分5	40	38	34	31	36	34
区分6	37	37	41	41	48	51

資料：富良野市福祉課（各年度4月1日現在）



7. 特定医療費（指定難病）等受給者の状況

(1) 特定医療費（指定難病）医療受給者数の推移

平成27年1月1日の「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い、対象疾患が110に拡大され、平成29年4月1日には、指定難病330疾患となっています。

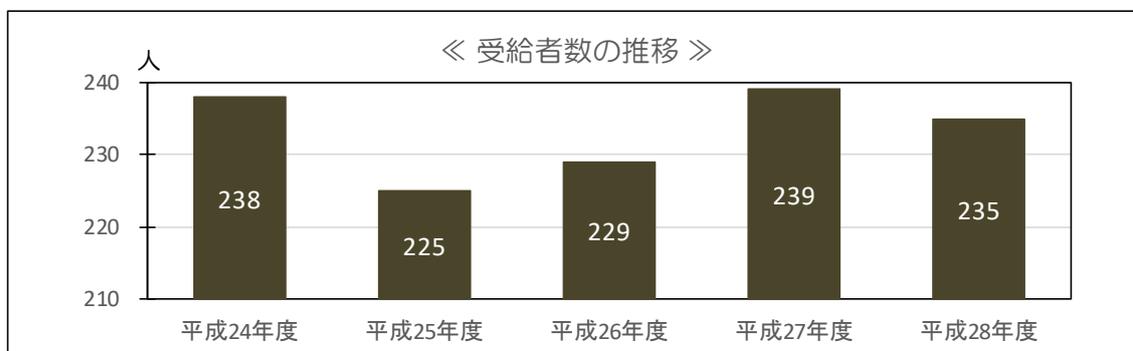
また、特定疾患（国5疾患、道単独5疾患）が対象となっています。

指定難病の対象疾患が拡充されていますが、医療受給者数の大きな変化はありません。

(単位：人)

区分 \ 年	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数	238	225	229	239	235

資料：富良野保健所（各年度3月31日現在）



(2) 小児慢性特定疾病医療受給者数の推移

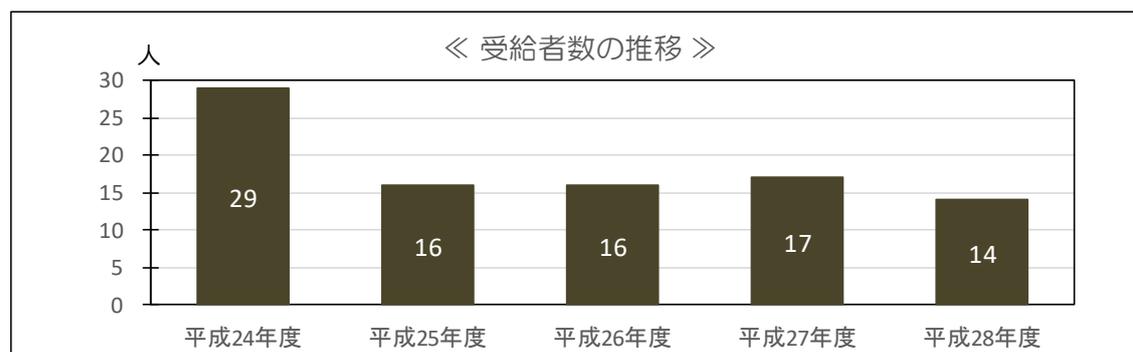
児童福祉法の改正により、対象疾患は平成27年1月1日に704疾患に拡大され、平成29年4月1日には722疾患となっています。

受給者数は、平成29年3月31日現在で、受給者証発行者数は10疾患群14人となっています。

(単位：人)

区分 \ 年	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数	29	16	16	17	14

資料：富良野保健所（各年度3月31日現在）



8. アンケート調査の概要

障がい者の生活実態や障がい者施策に対する意見等を把握し、本計画の基礎資料とするため、平成 29 年（2017 年）2 月に、富良野市の障害者手帳の所持者等を対象としてアンケート調査を実施しました。

（1）調査の目的

平成 30 年度から始まる富良野市障がい者計画の策定にあたり、障がいのある方から日常生活の状況や意見等をお伺いし、富良野市障がい者計画策定の基礎資料とする。

（2）調査の方法等

- ①調査対象者
- 1) 障がい者手帳所持者及び障がい福祉サービスを利用する方
（身体障がい 1,200 人、知的障がい 275 人、精神障がい 75 人）
 - 2) 障がい福祉サービスのみの利用
（精神通院医療受給者等 85 人）
〈ただし、重複があるため整理を行う〉
1,445人
 - 3) 特定医療費（指定難病）医療及び小児慢性特定疾病医療受給者
（別途に富良野保健所からの依頼文を加え実施）
〈ただし、障がいとの重複がある場合は、障がいを優先する〉
194人
- ②調査方法
- 1) 郵送調査（自記式アンケート）
- ③調査期間
- 1) 平成 29 年 2 月 24 日（金）～平成 29 年 3 月 22 日（水）

（3）回収結果（回収率）

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
障がい者手帳所持者及び障がい福祉サービスを利用する方、精神通院医療受給者等、特定医療費（指定難病）医療及び小児慢性特定疾病医療受給者	1,639件	872件	53.2%

(4) 調査票の回答者の基本事項

①対象者の性別

障がい者の性別割合は、「男性」43.0%、「女性」57.0%です。

有効回答数 865

選択項目	人数	構成比
① 男性	372人	43.0%
② 女性	493人	57.0%
無回答	7人	—
合計	872人	100.0%

②年齢構成

1番目が「75歳以上」39.8%、2番目が「65～74歳」26.2%、続いて「50～64歳」、「30～49歳」、「20～29歳」、「17歳以下」、「18～19歳」の順です。

ただし、障がい種別でクロス集計した結果では、知的障がい、精神障がい、精神通院においては「30～49歳」、難病においては「65～74歳」が1番目となりました。

有効回答数 871

選択項目	人数	構成比
17歳以下	16人	1.8%
18～19歳	6人	0.7%
20～29歳	26人	3.0%
30～49歳	89人	10.2%
50～64歳	159人	18.3%
65～74歳	228人	26.2%
75歳以上	347人	39.8%
無回答	1人	—
合計	872人	100.0%

障がい種別クロス集計

※ nは回答対象者数

障がい種別	17歳以下	18～19歳	20～29歳	30～49歳	50～64歳	65～74歳	75歳以上
身体 (n=607)	0.3%	0.3%	1.2%	4.0%	15.0%	28.7%	50.6%
知的 (n=102)	13.7%	3.9%	17.6%	28.4%	24.5%	9.8%	2.0%
精神 (n=40)	0.0%	0.0%	2.5%	42.5%	30.0%	7.5%	17.5%
精神通院 (n=76)	5.3%	0.0%	7.9%	36.8%	21.1%	18.4%	10.5%
難病 (n=133)	0.8%	0.0%	2.3%	15.8%	21.1%	35.3%	24.8%
合計 (n=958)	2.2%	0.6%	3.7%	12.4%	18.0%	25.9%	37.3%

(5) アンケート調査結果（一部抜粋）

①生活支援関連項目

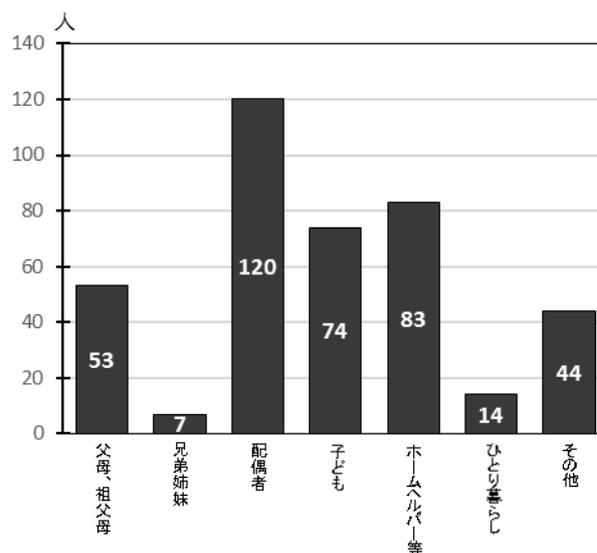
【あなたの主な介助者（支援者）はどなたですか】

全体では1番目が「配偶者」、2番目「ホームヘルパーや施設職員」となりましたが、障がい別で見たところ、身体障がい及び難病では「配偶者」が1番目となりますが、知的障がい、精神障がい、精神通院では「父母・祖父母」が1番目との結果となりました。

また、知的障がいでは「その他」の項目も同率の1番目となっています。

有効回答数 395

選択項目	人数	構成比
父母、祖父母	53人	43.0%
兄弟姉妹	7人	1.8%
配偶者	120人	30.4%
子ども	74人	18.7%
ホームヘルパーや施設職員	83人	21.0%
いない（ひとり暮らし）	14人	3.5%
その他	44人	11.1%
無回答	477人	—
合計	872人	100.0%



障がい種別クロス集計

※ nは回答対象者数

障がい種別	父母、祖父母	兄弟姉妹	配偶者	子ども	ヘルパーや施設職員	いない（ひとり暮らし）	その他
身体 (n=271)	5.2%	2.6%	38.7%	25.1%	20.3%	3.7%	4.4%
知的 (n=84)	38.1%	2.4%	2.4%	0.0%	16.7%	2.4%	38.1%
精神 (n=22)	36.4%	0.0%	22.7%	4.5%	27.3%	9.1%	0.0%
精神通院 (n=47)	34.0%	4.3%	14.9%	6.4%	21.3%	6.4%	12.8%
難病 (n=34)	11.8%	0.0%	47.1%	11.8%	23.5%	2.9%	2.9%
合計 (n=458)	16.2%	2.4%	29.5%	16.6%	20.3%	3.9%	11.1%

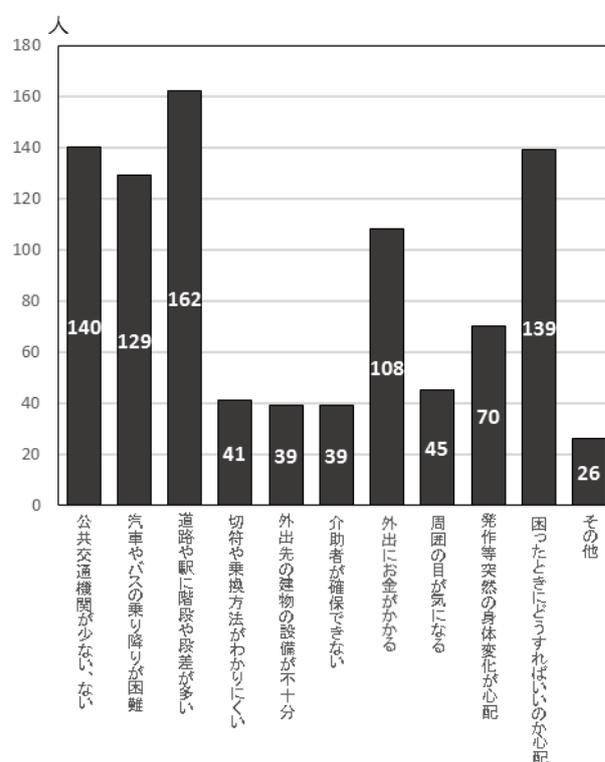
②生活環境関連項目

【外出するときに困ることは何ですか（複数回答）】

全体では1番目が「道路や駅に階段や段差が多い」、2番目「公共交通機関が少ない、ない」となりましたが、障がい別で見たところ、知的障がい及び精神通院では「困ったときにどうすればいいの心配」、精神障がいでは「公共交通機関が少ない、ない」、「外出にお金がかかる」が1番目となるなど、障がいによって外出時の困りごとが違ってくるのが判明した結果となりました。

有効回答数 938

選択項目	人数	構成比
公共交通機関が少ない、ない	140人	14.9%
自動車やバスの乗り降りが困難	129人	13.8%
道路や駅に階段や段差が多い	162人	17.3%
切符や乗換方法がわかりにくい	41人	4.4%
外出先の建物の設備が不十分	39人	4.2%
介助者が確保できない	39人	4.2%
外出にお金がかかる	108人	11.5%
周囲の目が気になる	45人	4.8%
発作等突然の身体変化が心配	70人	7.5%
困ったときにどうすればいいの心配	139人	14.8%
その他	26人	2.8%
無回答	400人	—
合計	1,338人	100.0%



障がい種別クロス集計

※ nは回答対象者数

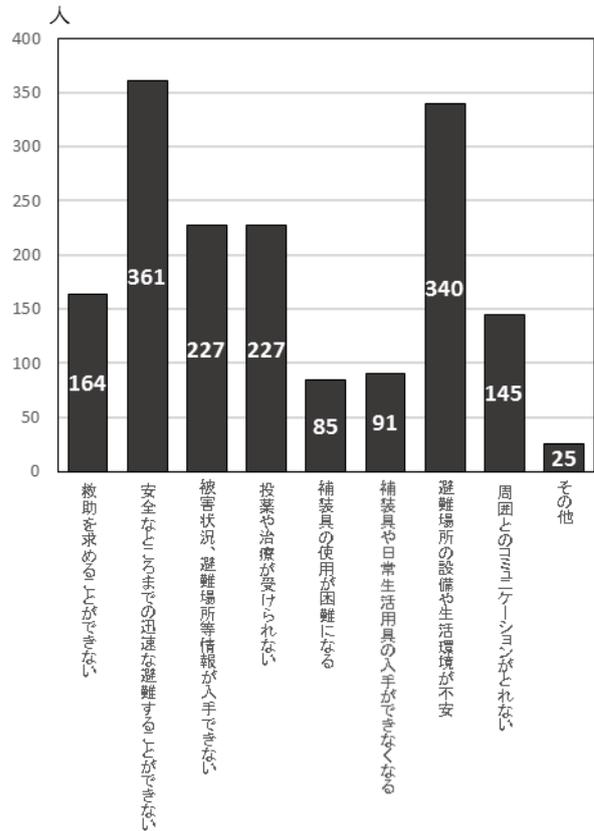
障がい種別	公共交通機関が少ない、ない	自動車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符や乗換方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不十分	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作等突然の身体変化が心配	困ったときにどうすればいいの心配	その他
身体 (n=673)	15.3%	16.3%	20.8%	4.0%	5.2%	4.8%	11.0%	3.4%	6.4%	10.7%	2.1%
知的 (n=133)	8.3%	8.3%	4.5%	6.0%	1.5%	2.3%	10.5%	8.3%	7.5%	40.6%	2.3%
精神 (n=59)	16.9%	6.8%	5.1%	8.5%	1.7%	3.4%	16.9%	11.9%	8.5%	15.3%	5.1%
精神通院 (n=111)	13.5%	9.9%	6.3%	5.4%	3.6%	2.7%	14.4%	9.0%	9.9%	22.5%	2.7%
難病 (n=107)	18.7%	10.3%	19.6%	4.7%	1.9%	3.7%	15.0%	4.7%	10.3%	7.5%	3.7%
合計 (n=1,083)	14.7%	13.6%	16.3%	4.7%	4.1%	4.1%	12.0%	5.2%	7.4%	15.5%	2.5%

【 火事や地震、水害等の災害時に困ることは何ですか（複数回答） 】

全体では1番目が「安全なところまでの迅速な避難をすることができない」で、2番目が「避難場所の設備や生活環境が不安」との結果でした。障がい別で見たところ、精神障がい、精神通院及び難病では「投薬や治療が受けられない」が1番目となる結果となりました。

有効回答数 798

選択項目	人数	構成比
救助を求めることができない	164人	9.8%
安全なところまでの迅速な避難をすることができない	361人	21.7%
被害状況、避難場所等情報が入手できない	227人	13.6%
投薬や治療が受けられない	227人	13.6%
補装具の使用が困難になる	85人	5.1%
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	91人	5.5%
避難場所の設備や生活環境が不安	340人	20.4%
周囲とのコミュニケーションがとれない	145人	8.7%
その他	25人	1.5%
無回答	243人	—
合計	1,908人	100.0%



障がい種別クロス集計

※ nは回答対象者数

障がい種別	救助を求めることができない	安全なところまでの迅速な避難をすることができない	被害状況、避難場所等情報が入手できない	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	避難場所の設備や生活環境が不安	周囲とのコミュニケーションがとれない	その他
身体 (n=1,163)	9.1%	24.4%	12.6%	13.5%	6.4%	6.3%	20.0%	6.6%	1.1%
知的 (n=261)	13.4%	17.2%	19.5%	5.4%	0.8%	2.3%	19.9%	19.9%	1.5%
精神 (n=82)	11.0%	18.3%	9.8%	20.7%	4.9%	4.9%	15.9%	11.0%	3.7%
精神通院 (n=181)	9.9%	18.8%	12.7%	18.8%	2.2%	3.3%	18.2%	14.9%	1.1%
難病 (n=193)	8.3%	19.2%	11.9%	23.8%	3.6%	4.7%	21.8%	5.7%	1.0%
合計 (n=1,880)	9.8%	22.1%	13.4%	14.3%	4.8%	5.2%	19.8%	9.4%	1.3%

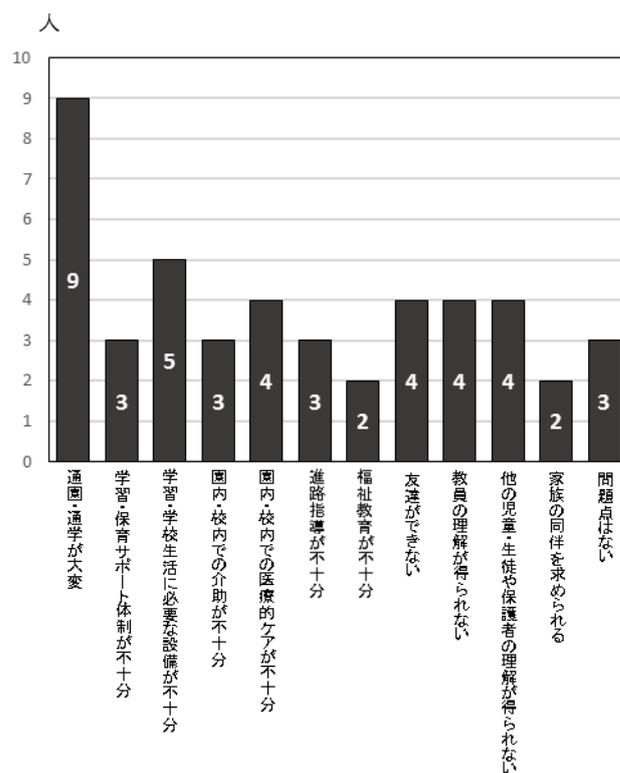
③教育関連項目

【 幼稚園、保育所、学校等での生活を送る上での問題点はありますか（複数回答） 】

全体では1番目が「通園・通学が大変」、2番目「学習・学校生活に必要な設備が不十分」となりました。

有効回答数 46

選択項目	人数	構成比
通園・通学が大変	9人	19.6%
学習・保育サポート体制が不十分	3人	6.5%
学習・学校生活に必要な設備が不十分	5人	10.9%
園内・校内での介助が不十分	3人	6.5%
園内・校内での医療的ケアが不十分	4人	8.7%
進路指導が不十分	3人	6.5%
福祉教育が不十分	2人	4.3%
友達ができない	4人	8.7%
教員の理解が得られない	4人	8.7%
他の児童・生徒や保護者の理解が得られない	4人	8.7%
家族の同伴を求められる	2人	4.3%
問題点はない	3人	6.5%
その他	0人	0.0%
無回答	851人	—
合計	897人	100.0%



障がい種別クロス集計

※ nは回答対象者数

障がい種別	通園・通学が大変	学習・保育サポート体制が不十分	学習・学校生活に必要な設備が不十分	園内・校内での介助が不十分	園内・校内での医療的ケアが不十分	進路指導が不十分	福祉教育が不十分	友達ができない	教員の理解が得られない	他の児童・生徒や保護者の理解が得られない	家族の同伴を求められる	問題点はない
身体 (n=17)	29.4%	11.8%	11.8%	5.9%	17.6%	5.9%	5.9%	5.9%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%
知的 (n=37)	18.9%	5.4%	10.8%	5.4%	8.1%	5.4%	5.4%	8.1%	10.8%	10.8%	5.4%	5.4%
精神 (n=0)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
精神通院 (n=14)	7.1%	14.3%	14.3%	0.0%	7.1%	7.1%	0.0%	14.3%	14.3%	14.3%	7.1%	0.0%
難病 (n=5)	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%
合計 (n=73)	19.2%	8.2%	11.0%	4.1%	11.0%	5.5%	5.5%	8.2%	8.2%	11.0%	4.1%	4.1%

④保健・医療関連項目

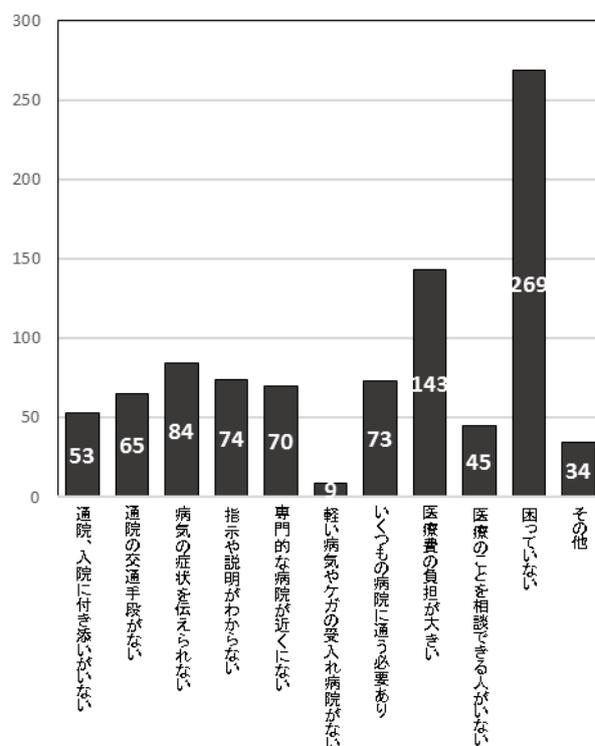
【 医療を受ける上で、困っていることはありますか（複数回答） 】

全体では1番目が「困っていない」、2番目「医療費の負担が大きい」となりましたが、障がい別で見たところ、知的障がいでは1番目が「病気の症状を伝えられない」、2番目「指示や説明がわからない」となり、精神通院では「病気の症状を伝えられない」が2番目になるなど、障がいによって医療受診時の困りごとが違ってくるのが判明した結果となりました。

有効回答数 919

選択項目	人数	構成比
通院、入院に付き添いがいない	53人	5.8%
通院の交通手段がない	65人	7.1%
病気の症状を伝えられない	84人	9.1%
指示や説明がわからない	74人	8.1%
専門的な病院が近くにない	70人	7.6%
軽い病気やケガの受入れ病院がない	9人	1.0%
いくつもの病院に通う必要あり	73人	7.9%
医療費の負担が大きい	143人	15.6%
医療のことを相談できる人がいない	45人	4.9%
困っていない	269人	29.3%
その他	34人	3.7%
無回答	229人	—
合計	1,148人	100.0%

人



障がい種別クロス集計

※ nは回答対象者数

障がい種別	通院、入院に付き添いがいない	通院の交通手段がない	病気の症状を伝えられない	指示や説明がわからない	専門的な病院が近くにない	軽い病気やケガの受入れ病院がない	いくつもの病院に通う必要あり	医療費の負担が大きい	医療のことを相談できる人がいない	困っていない	その他
身体 (n=580)	6.6%	9.5%	6.7%	6.9%	6.7%	1.2%	8.8%	14.1%	2.6%	33.1%	3.8%
知的 (n=156)	4.5%	0.6%	21.2%	19.2%	2.6%	0.0%	4.5%	16.0%	10.9%	17.9%	2.6%
精神 (n=55)	5.5%	9.1%	12.7%	7.3%	7.3%	0.0%	10.9%	18.2%	3.6%	16.4%	9.1%
精神通院 (n=110)	4.5%	10.0%	17.3%	12.7%	4.5%	0.9%	9.1%	11.8%	4.5%	19.1%	5.5%
難病 (n=151)	3.3%	3.3%	3.3%	2.0%	17.2%	2.0%	10.6%	20.5%	6.6%	27.8%	3.3%
合計 (n=1,052)	5.5%	7.3%	9.8%	8.7%	7.4%	1.0%	8.6%	15.3%	4.7%	27.8%	4.0%

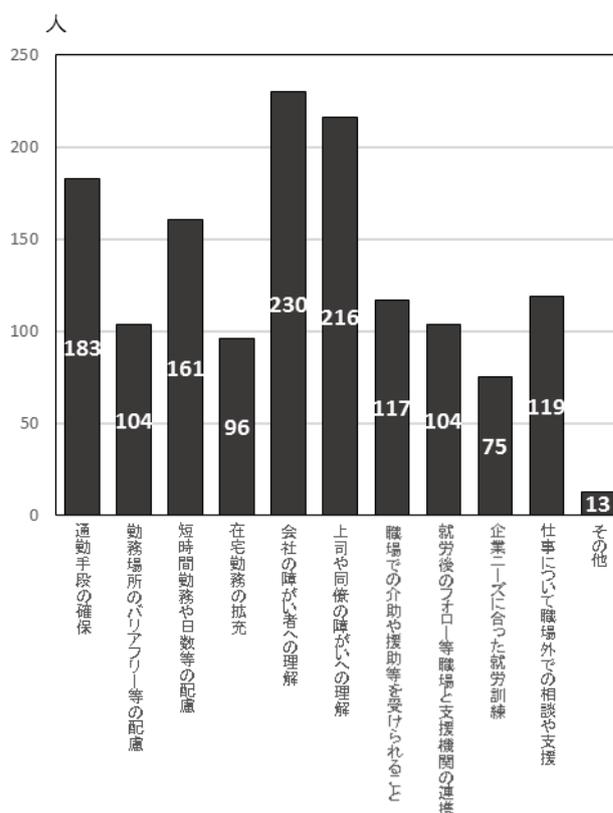
⑤雇用・就業、経済的自立関連項目

【あなたは障がい者の就労支援として、どのようなことが必要と思いますか（複数回答）】

全体では1番目が「会社の障がい者への理解」、2番目「上司や同僚の障がいへの理解」となりましたが、障がい別で見たところ、難病では「短時間勤務や日数等の配慮」が同率の1番目となるなど、障がいによって就労支援の必要性の違いが判明した結果となりました。

有効回答数 1,418

選択項目	人数	構成比
通勤手段の確保	183人	12.9%
勤務場所のバリアフリー等の配慮	104人	7.3%
短時間勤務や日数等の配慮	161人	11.4%
在宅勤務の拡充	96人	6.7%
会社の障がい者への理解	230人	16.3%
上司や同僚の障がいへの理解	216人	15.3%
職場での介助や援助等を受けられること	117人	8.2%
就労後のフォロー等職場と支援機関の連携	104人	7.3%
企業ニーズに合った就労訓練	75人	5.3%
仕事について職場外での相談や支援	119人	8.4%
その他	13人	0.9%
無回答	482人	—
合計	1,900人	100.0%



障がい種別クロス集計

※ nは回答対象者数

障がい種別	通勤手段の確保	勤務場所のバリアフリー等の配慮	短時間勤務や日数等の配慮	在宅勤務の拡充	会社の障がい者への理解	上司や同僚の障がいへの理解	職場での介助や援助等を受けられること	就労後のフォロー等職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就労訓練	仕事について職場外での相談や支援	その他
身体 (n=768)	12.5%	9.6%	12.1%	8.3%	16.3%	14.5%	7.4%	6.3%	5.5%	6.5%	1.0%
知的 (n=338)	14.5%	2.7%	7.1%	1.8%	16.6%	16.6%	13.9%	10.4%	2.7%	12.7%	1.2%
精神 (n=105)	13.3%	6.7%	8.6%	6.7%	13.3%	17.1%	4.8%	7.6%	7.6%	14.3%	0.0%
精神通院 (n=191)	14.1%	6.3%	8.9%	4.2%	16.2%	18.3%	8.4%	6.8%	5.2%	11.5%	0.0%
難病 (n=238)	11.8%	7.1%	15.1%	8.0%	14.7%	15.1%	7.6%	8.0%	6.3%	6.3%	0.0%
合計 (n=1,640)	13.0%	7.3%	10.9%	6.3%	15.9%	15.6%	8.7%	7.5%	5.1%	8.8%	0.7%

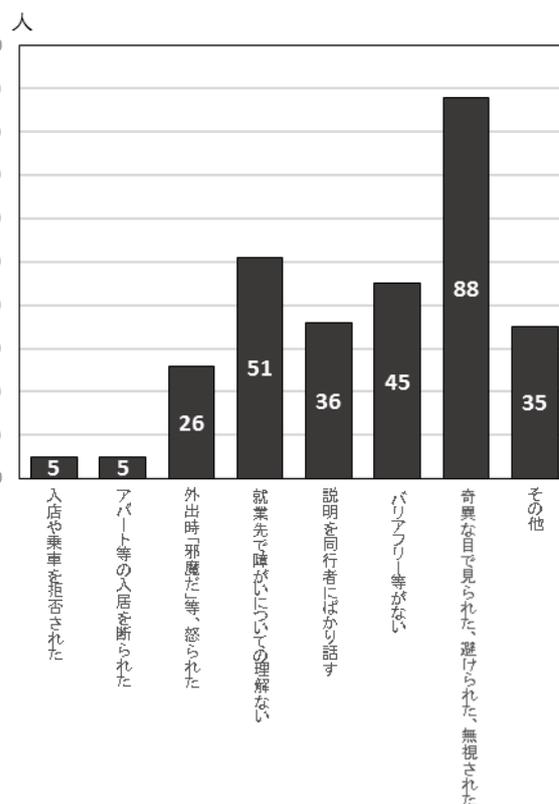
⑥権利擁護関連項目

【 どのような理由で差別や嫌な思いをしましたか（3つまで選択可、複数回答） 】

全体では「奇異な目で見られた、避けられた、無視された」が1番目でしたが、障がい別で見ると、精神障がい及び難病では「就業先で障がいについての理解がない」が1番目であるとの結果となりました。

有効回答数 291

選択項目	人数	構成比
入店や乗車を拒否された	5人	1.7%
アパート等の入居を断られた	5人	1.7%
外出時「邪魔だ」等、怒られた	26人	8.9%
就業先で障がいについての理解がない	51人	17.5%
説明を同行者にはかり話す	36人	12.4%
バリアフリー等がない	45人	15.5%
奇異な目で見られた、避けられた、無視された	88人	30.2%
その他	35人	12.0%
無回答	672人	—
合計	963人	100.0%



障がい種別クロス集計

※ nは回答対象者数

障がい種別	入店や乗車を拒否された	アパート等の入居を断られた	外出時「邪魔だ」等、怒られた	就業先で障がいについての理解がない	説明を同行者にはかり話す	バリアフリー等がない	奇異な目で見られた、避けられた、無視された	その他
身体 (n=17)	1.7%	2.2%	9.9%	14.4%	11.6%	21.0%	26.0%	13.3%
知的 (n=37)	0.0%	1.6%	4.9%	14.8%	9.8%	11.5%	50.8%	6.6%
精神 (n=0)	3.1%	3.1%	9.4%	31.3%	18.8%	6.3%	21.9%	6.3%
精神通院 (n=14)	2.0%	3.9%	7.8%	21.6%	9.8%	13.7%	31.4%	9.8%
難病 (n=5)	0.0%	0.0%	8.6%	25.7%	14.3%	17.1%	11.4%	22.9%
合計 (n=73)	1.4%	2.2%	8.6%	18.1%	11.9%	16.7%	29.2%	11.9%

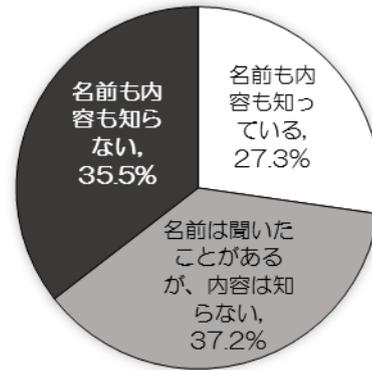
【 あなたは、成年後見制度について知っていますか 】

全体では「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が1番目でした。

成年後見制度の名称は64.5%の方が聞いたことがあるものの、その内容となると72.7%の方が知らないと回答する結果となりました。

有効回答数 696

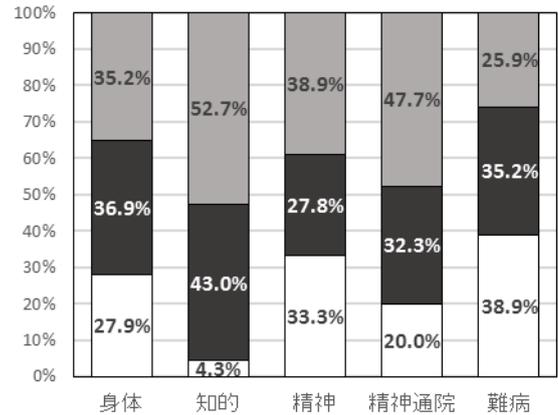
選択項目	人数	構成比
名前も内容も知っている	190人	27.3%
名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	259人	37.2%
名前も内容も知らない	247人	35.5%
無回答	176人	—
合計	872人	100.0%



障がい種別クロス集計

※ nは回答対象者数

障がい種別	名前も内容も知っている	名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない
身体 (n=469)	27.9%	36.9%	35.2%
知的 (n=93)	4.3%	43.0%	52.7%
精神 (n=36)	33.3%	27.8%	38.9%
精神通院 (n=65)	20.0%	32.3%	47.7%
難病 (n=108)	38.9%	35.2%	25.9%
合計 (n=771)	26.2%	36.6%	37.2%



- 名前も内容も知らない
- 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない
- 名前も内容も知っている

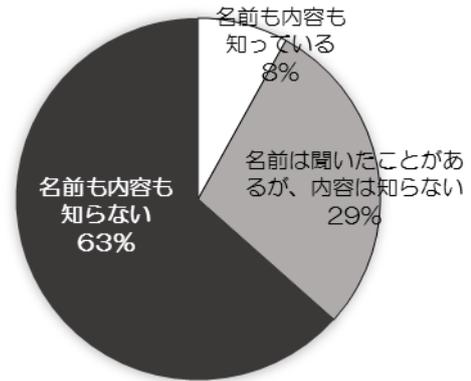
【 あなたは、障がい者差別解消法について知っていますか 】

全体では「名前も内容も知らない」が1番目でした。

差別解消法の名称を聞いたことがあるとした方も 36.6%で、その内容となると 92.0%の方が知らないと回答する結果となりました。

有効回答数 697

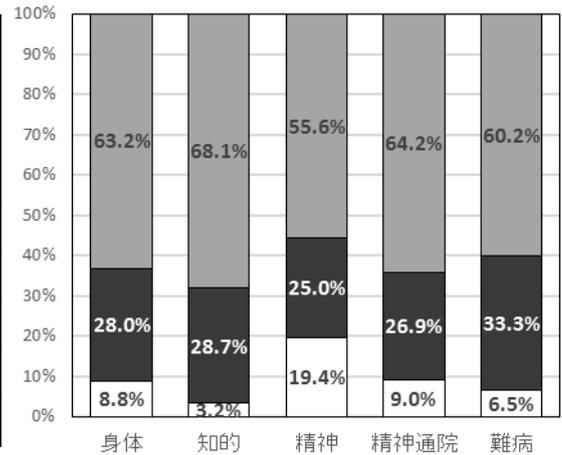
選択項目	人数	構成比
名前も内容も知っている	56人	8.0%
名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	199人	28.6%
名前も内容も知らない	442人	63.4%
無回答	175人	—
合計	872人	100.0%



障がい種別クロス集計

※ nは回答対象者数

障がい種別	名前も内容も知っている	名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない
身体 (n=465)	8.8%	28.0%	63.2%
知的 (n=94)	3.2%	28.7%	68.1%
精神 (n=36)	19.4%	25.0%	55.6%
精神通院 (n=67)	9.0%	26.9%	64.2%
難病 (n=108)	6.5%	33.3%	60.2%
合計 (n=770)	8.3%	28.6%	63.1%



- 名前も内容も知らない
- 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない
- 名前も内容も知っている

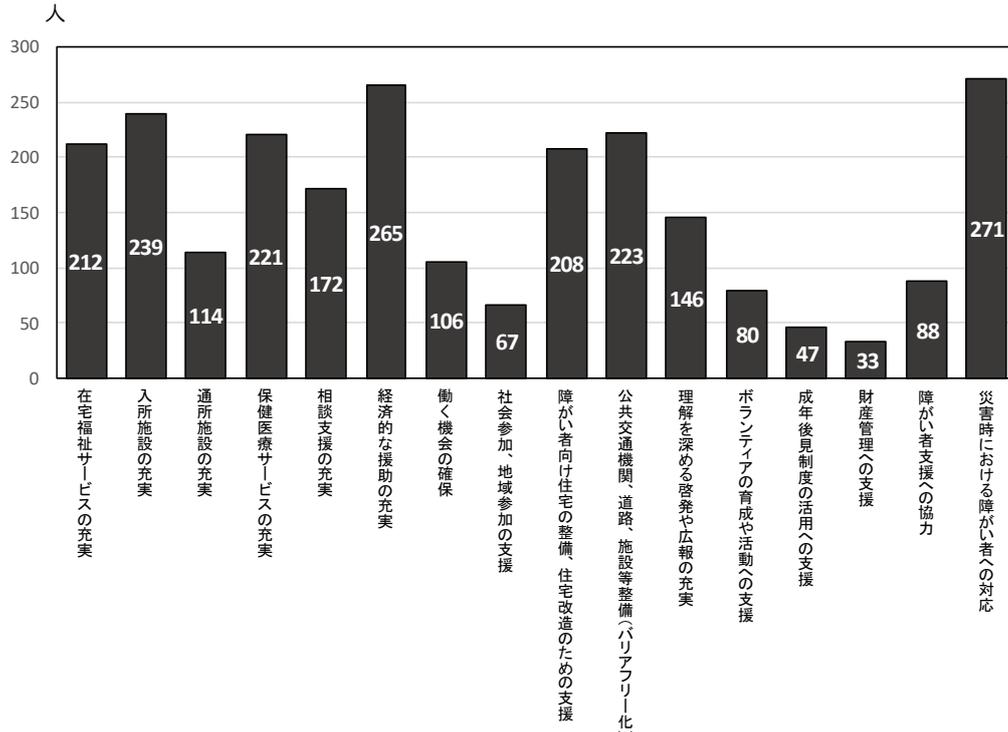
⑦市への要望について

【 今後、富良野市にしてほしいと思うことはなんですか（複数回答） 】

全体では1番目が「災害時における障がい者への対応」で、2番目が「経済的な援助の充実」との結果でした。障がい別でみると、精神障がいでは「働く機会の確保」、「理解を深める啓発や広報の充実」、難病では「保健医療サービスの充実」への要望が高い結果となりました。

有効回答数 2,492

選択項目	人数	構成比
在宅福祉サービスの充実	212人	8.5%
入所施設の充実	239人	9.6%
通所施設の充実	114人	4.6%
保健医療サービスの充実	221人	8.9%
相談支援の充実	172人	6.9%
経済的な援助の充実	265人	10.6%
働く機会の確保	106人	4.3%
社会参加、地域参加の支援	67人	2.7%
障がい者向け住宅の整備、住宅改造のための支援	208人	8.3%
公共交通機関、道路、施設等整備（バリアフリー化）	223人	8.9%
理解を深める啓発や広報の充実	146人	5.9%
ボランティアの育成や活動への支援	80人	3.2%
成年後見制度の活用への支援	47人	1.9%
財産管理への支援	33人	1.3%
障がい者支援への協力	88人	3.5%
災害時における障がい者への対応	271人	10.9%
無回答	216人	—
合計	2,708人	100.0%



障がい種別クロス集計 ※ nは回答対象者数

障がい種別	在宅福祉サービスの充実	入所施設の充実	通所施設の充実	保健医療サービスの充実	相談支援の充実	経済的な援助の充実	働く機会の確保	社会参加、地域参加の支援
身体 (n=1,668)	9.3%	11.0%	4.2%	9.0%	7.1%	10.0%	3.3%	2.1%
知的 (n=381)	2.6%	3.9%	4.5%	6.6%	5.2%	16.3%	6.6%	3.1%
精神 (n=142)	4.9%	5.6%	4.9%	7.7%	8.5%	8.5%	9.2%	4.9%
精神通院 (n=254)	8.7%	3.1%	3.9%	7.9%	8.3%	11.4%	6.3%	4.3%
難病 (n=355)	9.3%	9.9%	5.4%	11.8%	6.8%	10.7%	4.8%	3.4%
合計 (n=2,800)	8.1%	8.9%	4.4%	8.9%	7.0%	11.0%	4.5%	2.8%

障がい種別	障がい者向け住宅の整備、住宅改造のための支援	公共交通機関、道路、施設等整備（バリアフリー化）	理解を深める啓発や広報の充実	ボランティアの育成や活動への支援	成年後見制度の活用への支援	財産管理への支援	障がい者支援への協力	災害時における障がい者への対応
身体 (n=1,668)	8.2%	10.5%	5.0%	3.2%	1.6%	1.1%	3.5%	10.9%
知的 (n=381)	10.8%	4.7%	11.0%	2.6%	2.6%	1.8%	3.7%	13.9%
精神 (n=142)	7.0%	5.6%	9.2%	2.8%	3.5%	2.1%	7.0%	8.5%
精神通院 (n=254)	7.9%	6.3%	7.1%	3.9%	3.5%	2.0%	4.3%	11.0%
難病 (n=355)	7.0%	7.6%	3.1%	3.9%	2.3%	1.7%	3.4%	9.0%
合計 (n=2,800)	8.3%	8.7%	6.0%	3.3%	2.1%	1.4%	3.8%	10.9%

第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

障がいのある人もない人もすべての人がともに生きるひとりの人間として人権が尊重され、一人ひとりが望む生活を主体的に選択できる社会づくりが必要です。

このことは、障がいのある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自分らしい生き方を選択でき、相互に多様な個性を尊重し合いながら、身近な地域で支え合い・助け合いながら、共生できる社会を実現していくことであります。

こうした視点に立ち、今後も障がいや障がいのある人に対する理解と人権の尊重を基調におきながら、障がいのある人それぞれに応じ必要な支援を受けることにより、社会参加の実現をめざします。

【基本理念】

ともに生き・ともに暮らせるまち ふらの

2. 基本施策

基本理念を基に、その実現を図るための具体的な障がい者施策の中核となる基本施策を7つの分野ごとに設定し、具体的な施策の展開を図ります。

【基本施策1】生活支援の推進

障がい者が安心して地域で自立した生活を送り、社会活動に参加できるように、さまざまな福祉サービス等を提供していきます。

【基本施策2】生活環境の整備

誰もが地域で快適に暮らすことのできるように、道路や公共施設などのバリアフリー化を一層推進するとともに、防災・防犯対策の充実を図り、生活環境を整えていきます。

【基本施策3】教育・発達支援の充実

乳幼児から学校卒業後まで一貫した教育と計画的な支援を受けられる体制を整備していきます。

【基本施策4】保健・医療の推進

障がい者が安心して地域で自立した生活を送り、社会活動に参加できるように、さまざまな医療サービス等を提供していきます。

【基本施策5】雇用・就労の拡大

就労を希望する障がい者が適切な職業能力を身につけることができるように、就労のための訓練を充実させるとともに、職業能力を持つ障がい者が一般就労に移行していけるよう支援を推進していきます。

【基本施策6】広報・啓発活動の推進

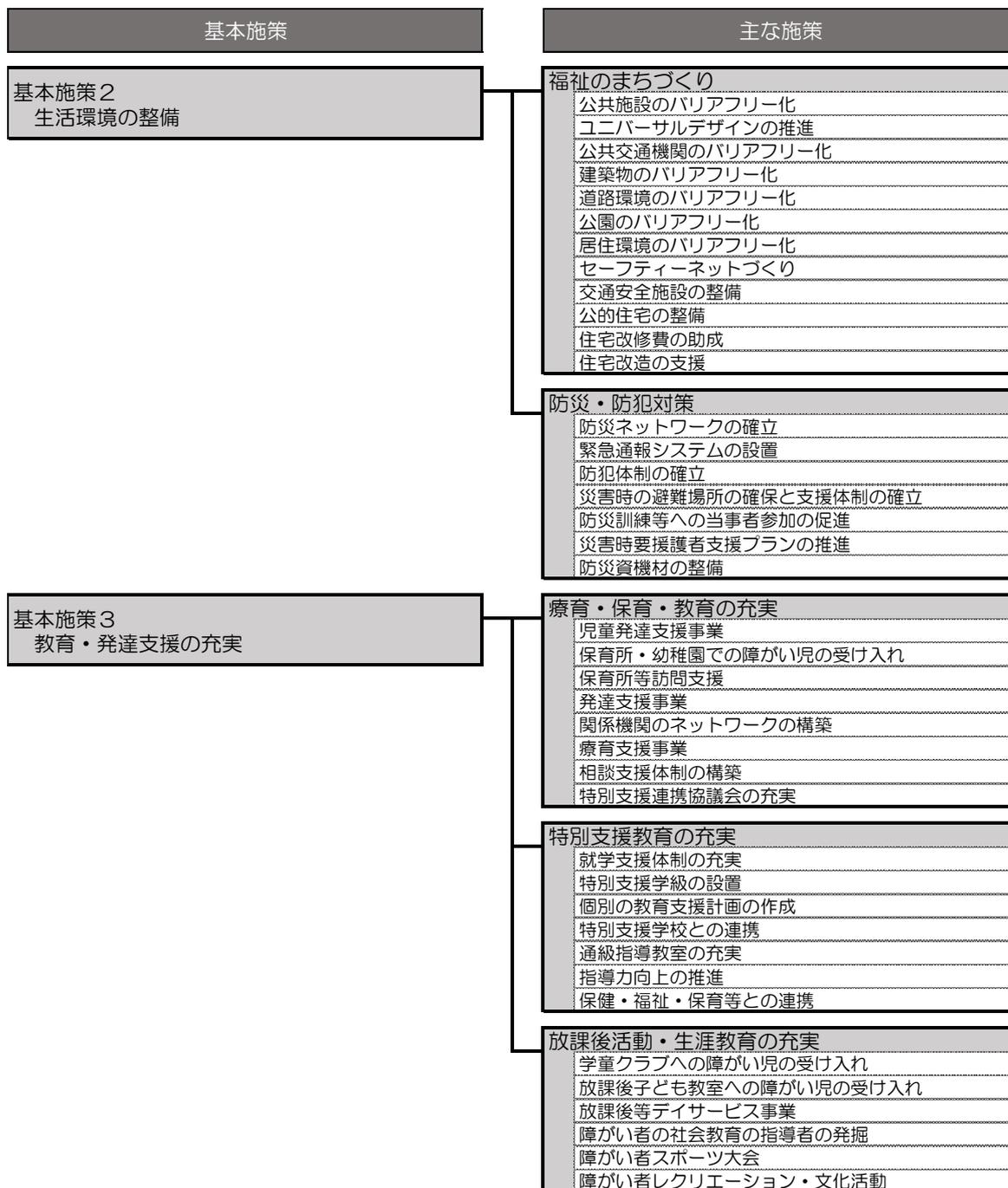
障がいのある人となない人が互いに理解しあい、ともに支え合って生きる共生社会を実現するために、障がいに対する理解を深める研修・講演会の開催など、広報・啓発活動を推進していきます。

【基本施策7】権利擁護の推進

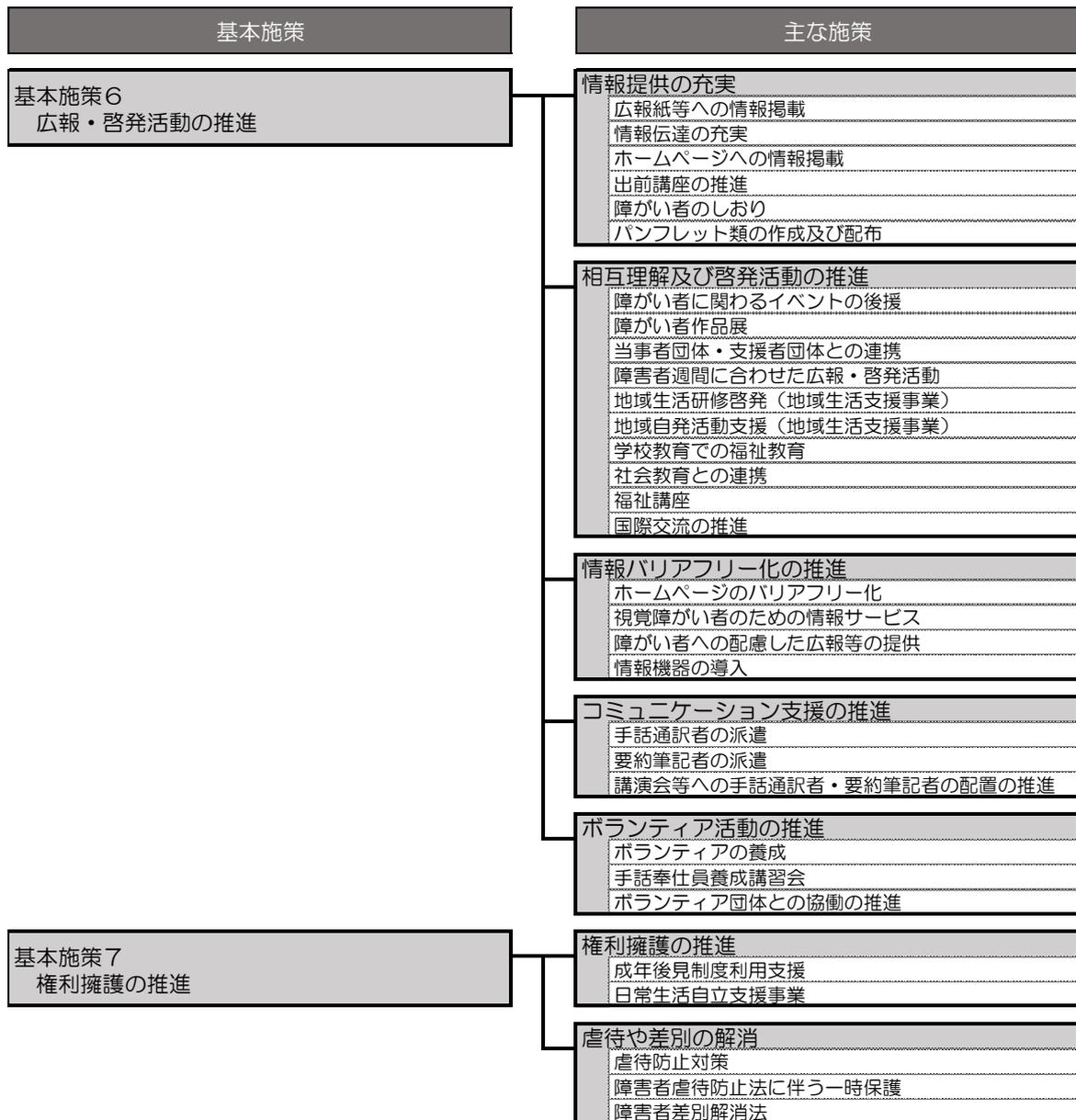
障がいを理由とした差別や人権侵害等の被害を防止し、成年後見制度等を通じて、地域で安心して暮らせるよう支援していきます。

3. 施策体系

基本施策	主な施策
基本施策1 生活支援の推進	相談支援の充実 地域自立支援協議会の充実 基本相談支援の充実 地域相談支援・地域移行支援・地域定着支援の充実 計画相談支援の充実 障がい児計画相談支援の充実 発達障がい児（者）相談支援の充実 高次脳機能障がい相談支援の充実 生活サポートの推進
	経済的な支援 障害基礎年金 障害厚生年金 特別障害給付金 特別児童扶養手当 児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 税・公共料金等の減免 生活福祉資金の貸付 就学奨励金
	訪問系サービス 居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 訪問入浴サービス
	日中活動系サービス 生活介護 療養介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 短期入所（ショートステイ） 日中一時支援事業 地域活動支援センター 医療的ケア支援事業
	居住系サービス 共同生活援助（グループホーム） 施設入所支援 社会福祉法人への支援 居住支援の推進（サポート事業）
	移動に関する支援 移動支援事業 自動車運転免許取得助成 身体障害者自動車改造助成 重度障害者（児）タクシー料金助成 腎臓機能障がい者及び特定疾患患者通院交通費助成 精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成
	その他サービス 補装具費の支給 日常生活用具の給付 車いすの貸出し 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業







第4章 施策の展開

基本施策 1 生活支援の推進

(1) 相談支援の充実

現状と課題

- 障がい者相談支援事業を行う事業所が 4 か所設置され、平成 25 年度からは、地域の相談支援の拠点として、「基幹相談支援センター(※)」を設置しています。
- 関係機関の連携強化の面では、富良野地域自立支援協議会を中心に、地域関係機関の情報共有とネットワーク構築や困難事例に対する検討会の開催などを行うとともに、専門部会を通じた専門領域における課題検討などを行っています。
- 安心して住み慣れた地域で暮らすことを希望する人のために、グループホームの整備を計画的に進めるほか、各種サービス（障がい福祉サービス、手当など）を提供するなどの支援を行っています。
- 障がいのある人やその家族からは、どこに相談したらよいかわからないとの意見があり、相談窓口の周知が不足している状況です。
- 障がいのある人やその家族の多様なニーズにきめ細かい対応を図るためには、相談支援におけるマンパワー不足の解消と質の向上、専門機関や障がい福祉サービス事業所の連携の充実が求められています。

今後の方向性

- あらゆる障がい者が、地域で暮らすことを希望する本人の意向に基づき、自立した生活をしていくために直面する様々な問題解決や適切な福祉サービスの利用を障がいのある方に寄り添いながらコーディネートできるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 多様なニーズに対応するため、専門機関や障がい福祉サービス事業所との連携により相談機能の質の向上に取り組みます。

※ 基幹相談支援センターとは（障害者総合支援法 第 77 条の 2）

障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を統合的に行うことを目的とする施設です。市区町村又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができます。

主な施策

施策	取組内容
地域自立支援協議会の充実	地域の実情に応じた障がい福祉に関するシステムづくりなど、基幹相談支援センターを中心に地域の障がい者支援に向けた部会を設置し、地域の関係機関とのネットワークの構築等、連携強化や社会資源の開発・改善、困難事例への対応のあり方など協議・調整を行い、協議会機能の充実を図ります。
基本相談支援の充実	障がい者や家族からの相談を受け、福祉サービスの利用、地域での自立した生活を支援、社会参加などの情報の提供や助言を行います。
地域相談支援・地域移行支援・地域定着支援の充実	障がい者支援施設や病院等（保護・矯正施設）に入所・入院している方が、地域生活へ移行するための支援を行います（地域移行）。単身で居宅生活をしている方などの常時の連絡体制の確保や緊急時の支援を行います（地域定着）。
計画相談支援の充実	障がい者の抱える課題の解決や適切な福祉サービスの利用に向けてケアマネジメントを行い、きめ細やかな支援の実施のため、特定指定相談支援事業者がサービス等利用計画の作成やモニタリングを実施し、利用状況の検証を行いながら継続的なサービス利用の支援を行います。
障がい児計画相談支援の充実	障がい児の心身の状況、おかれている環境、障がい児や保護者の通所支援や利用に関する意向、その他の事情を勘案しながら支援の種類及び内容等を定めた計画を作成し、利用調整やモニタリングを行います。
発達障がい者(児)相談支援の充実	保健センター、こども通園センター、教育相談室等、多方面で子どもの発達相談を受け、発達障がいの早期発見と療育の推進に努めます。その後の支援は、各関係機関等と連携し行います。
高次脳機能障がい相談支援の充実	富良野保健所を中心に関係機関と連携を取りながら、高次脳機能障がいの相談支援を行います。
生活サポートの推進	介護給付支給決定者以外の障がい者に日常生活の支援をします。

(2) 経済的な支援

現状と課題

- 障がい者の経済的な支援をはかるため、各種手当や給付等の制度周知について、広報やホームページへの掲載などにより、周知・啓発を図っています。
- 手帳交付時には「障がい者のしおり」により公共料金の減免制度についても周知を図り、水道料金の減免等による経済的支援が図られています。
- 障がいのある人やその家族から、経済的な支援をどこに申請・相談したらよいかわからない、制度自体あることを知らなかったといった声が聞かれることもあり、制度の周知が不足している状況です。

今後の方向性

- 障がい者が経済的に安定した生活を営めるように、年金、手当等の支給と公共料金の減免等制度利用の周知・啓発を行います。
- 税控除、各種手当や減免制度等の内容及び申請窓口等の情報について、周知を図ります。

主な施策

施策	取組内容
障害基礎年金	国民年金に加入中、または60歳以上65歳未満の期間に初診日のある病気やけがで日常生活に著しく支障のある障がいの状態になった場合に支給されます。また、20歳前に初診日のある病気やけがで日常生活に著しく支障のある障がいの状態になった場合は、20歳から支給されます。
障害厚生年金	厚生年金加入中に初診日がある病気やけがにより障がいが残ったとき、その程度に応じて支給されます。
特別障害給付金	平成3年3月31日以前に国民年金に任意加入対象であった学生、昭和61年3月31日以前に被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者のうち、当時国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、65歳までに障害基礎年金に該当する障がい状態にある人に支給されます。

施策	取組内容
特別児童扶養手当	20歳未満で精神、知的または身体に障がい有する児童を監護している父、母または養育者に支給されます。
児童扶養手当	ひとり親家庭の父もしくは母に対し、養育・監護している20歳未満の児童（1～3級の身体障がい及び中度の知的障がい有する場合。）を養育・監護している場合に支給されます。平成26年度の制度改正により父もしくは母が重度障がい者の状態にあり、障害基礎年金、障害厚生年金など”公的年金等”を受給している（できる）場合であっても、公的年金等の月額が児童扶養手当の月額よりも低い場合、その差額が支給されます。ただし、公的年金等の月額支給額が児童扶養手当支給額を上回っている場合は、児童扶養手当は支給されません。
特別障害者手当	20歳以上で、精神、または身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活で常時特別の介助を必要とする状態にある在宅者に支給されます。
障害児福祉手当	20歳未満で、精神、または身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活で常時特別の介助を必要とする状態にある在宅者に支給されます。
経過的福祉手当	20歳以上で、昭和61年3月末日現在福祉手当を受給していた人に支給されます。
税・公共料金等の減免	一定の条件を満たす障がい者に対し、所得税・道市民税の控除や自動車税の減免、水道・下水道料金や、NHK受信料等の減免を行います。
生活福祉資金の貸付	障がい者世帯に対し、自営業での新規開業、拡張、継続に必要な資金、障がい者自身の通勤・通院用自動車の購入、障がい者の日常生活上、支障が生じている住宅の改修・整備、就職等で必要な資金の貸し出しを行います。
就学奨励費	特別支援学級に通学（通級）する児童・生徒の就学に要する経費の一部を補助します。

(3) 訪問系サービス

現状と課題

- 障がい者が地域で暮らせるよう、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護など、ニーズに応じたサービスの提供を図っています。
- 在宅で生活している障がい者の高齢化等による介護保険制度への移行等により、利用される人数の増加はなく、近年の利用者数は横ばいの状況となっています。
- 障がい者のニーズに対応するためには、福祉サービス事業者の多様な支援への対応が課題となっています。

今後の方向性

- 障がい者が地域で安心して暮らせるように、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援をはじめとするニーズに応じた多様なサービスの提供を推進します。

主な施策

施策	取組内容
居宅介護（ホームヘルプ）	在宅の障がい者（難病等含む）のもとにホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、日常生活を支援します。
重度訪問介護	在宅の重度肢体不自由者で常時介護を必要とする人、重度の知的障がい者及び精神障がい者に、入浴、排せつ、食事等の介助、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がい、移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供することと移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がい、または精神障がい、行動上著しく困難を有する障がい者・児であって常時介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援、外出時の移動支援等を行います。

施策	取組内容
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者・児で意思疎通を図ることに著しい支障がある人で、行動上著しい困難を有する人に、居宅介護等を包括的に行います。
訪問入浴サービス	通常の方法で、入浴が困難な65歳未満の方で、介護保険制度に該当しない重度身体障がい者・児に巡回入浴車を派遣し、組立式浴そうで入浴介助を居宅で行います。



(4) 日中活動系サービス

現状と課題

- 養護学校等の卒業後の就労支援や就学時の長期休暇時の利用として、障がい者（児）とその家族から利用を希望するニーズが高まっている状況です。
- 支援区分の重度化、障がい者の高齢化により、利用者個々に合わせたサービス提供の多様化が課題となってきています。
- 障がい者の希望するニーズに対応するためには、福祉サービス事業者のマンパワー不足の解消と質の向上が求められています。

今後の方向性

- 地域で暮らす障がい者・児に、施設等で日中の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動及び身体機能向上等の訓練の機会の提供を図っていきます。特に、学校卒業後の日中活動の場が確保されるよう支援していきます。
- 家族が就労により介護できない場合や介護者のレスパイトケア(※)等に短期入所や日中一時支援等の一時的支援を行うことで、地域での在宅生活を支援していきます。

主な施策

施策	取組内容
生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、昼間障害者支援施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うことと、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、昼間病院等で、機能訓練、療養上の管理、看護を行うことと創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能、または生活能力の維持・向上のために必要な訓練を一定の期間に行います。
短期入所（ショートステイ）	介護者の疾病、その他の理由により障害者支援施設等への短期間の入所で、入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。

施策	取組内容
日中一時支援事業	家族の就労により日中に自宅で介護できない時などに、障害福祉サービス事業所等で、障がい児・者に一時的な活動の場を提供します。
地域活動支援センター	在宅の障がい者等に、創作的活動や生産活動、地域活動等を行う場を提供します。
医療的ケア支援事業	医療的ケアの必要な在宅の障がい者（児）に、看護師を地域活動支援センター等に派遣し、居宅以外の社会参加を支援します。

※ レスパイトケアとは

レスパイト（respite）とは、日本語にすると「休息」「息抜き」「小休止」という意味です。

在宅でケアをしている家族などの負担軽減を図るための介護者支援のことをいい、具体的には、通所サービスやショートステイなどがレスパイトサービスにあたります。



(5) 居住系サービス

現状と課題

- 市内に16か所のグループホームが開設され、障がい者の地域生活を支援しています。
- 利用者の高齢化により、日常生活上の支援の中で、身体的介助や健康管理といった介護的支援が増加し、支援者の介護技術向上・習得が課題となってきています。
- 市内に身体障がい者向けのグループホーム等がない状況です。

今後の方向性

- グループホーム等で暮らしたり、施設に入所している障がい者に、主として夜間、休日に必要なサービスを提供することにより、障がい者の生活を支援します。
- 在宅の障がいのある方を介護している介護者の高齢化に伴い、必要なグループホーム等の施設整備の促進に努めます。

主な施策

施策	取組内容
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している障がい者に、入浴、排せつ、食事等の介助を行います。
社会福祉法人への支援	社会福祉法人の施設整備や運営の一部を補助することで、施設整備の促進に努めます。
居住支援の推進（サポート事業）	賃貸契約で一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居が困難な障がい者に、入居に必要な調整等に係る支援や家主等への相談、助言を行います。

(6) 移動に関する支援

現状と課題

- 障がい者の外出を支援するため、重度障害者（児）タクシー料金助成事業、腎臓機能障がい者及び特定疾患患者通院交通費助成事業などの交通費助成を行っています。
- 地域生活支援事業における移動支援事業を実施してきたほか、自家用車での移動を支援するため、運転免許取得助成、身体障害者自動車改造助成等の事業を実施しています。
- 移動支援事業については、サービスを支える人材の確保が課題となっています。

今後の方向性

- 障がい者の外出支援として、移動支援などの障がい福祉サービスの利用促進や、各種助成事業の継続を図ります。

主な施策

施策	取組内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者・児が、自立した地域生活と社会参加を実現できるように、外出のための支援をします。
自動車運転免許取得助成	心身障がい者が運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助します。
身体障害者自動車改造助成	身体障がい者が社会参加のため、本人が所有し運転する自動車の改造に要する費用を補助します。
重度障害者（児）タクシー料金助成	下肢障がい、体幹障がい、視覚障がい、身体障害者手帳1・2級の所持者、または呼吸器機能障がいの身体障がい者で在宅酸素利用者に、タクシー料金を助成します。
腎臓機能障がい者及び特定疾患患者通院交通費助成	腎臓機能障がい、人工透析療法を受けている方、特定疾患で長期にわたり療養を必要とする方で、市外の医療機関に通院する場合の交通費の一部を助成します。
精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成	障がいの回復、社会復帰のために市内の作業所などの施設に通所されている方に、その通所に要する公共交通機関の料金の全額を助成します。

(7) その他サービス

現状と課題

○障がい者の日常生活の便宜を図るための、補装具費支給制度、日常生活用具給付事業を行ってきました。平成 28 年度からは、身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度難聴児を対象に補聴器購入費の助成事業を実施しています。

今後の方向性

○補装具費支給制度等の各種交付等事業の利用促進や、助成事業の継続を図ります。

主な施策

施策	取組内容
補装具費の支給	補装具の購入、または修理が必要と認められる障がい者に、その費用の一部を補助します。
日常生活用具の給付	重度障がい者等の必要に応じてそれぞれの障がいの特性に合った日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。
車いすの貸出し	普段使用している車いすが修理中の場合や普段使用していないが旅行中だけ利用したいといった場合等に無料で貸し出します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度難聴児を対象に補聴器購入費の助成を行います。

基本施策2 生活環境の整備

(1) 福祉のまちづくり

現状と課題

- 本市では、交通バリアフリー基本構想に基づき、歩道や公園などのバリアフリー化を推進しています。
- 富良野市営住宅等の整備基準に関する条例に基づく市営住宅の整備と、公共施設の改修等に合わせたバリアフリー化に取り組んでいます。

今後の方向性

- 北海道福祉のまちづくり条例等に基づき、ユニバーサルデザインの視点から、誰もが住みよいまちを実現するため、市、市民、事業者が協働して取り組んでいきます。

主な施策

施策	取組内容
公共施設のバリアフリー化	市の施設の段差解消のバリアフリーと、トイレ等のバリアフリー化を推進します。オストメイトトイレや盲導鈴の設置を進めます。
ユニバーサルデザインの推進	障がいのある人もない人も誰もが、自由で使いやすく住みやすい環境の整備を行っていくために、ユニバーサルデザインの考え方の普及や研究に努めます。
公共交通機関のバリアフリー化	公共交通機関などの駅のバリアフリー化や車いす対応タクシー、ノンステップバスの増車等を事業者に要請します。
建築物のバリアフリー化	北海道福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った建築物の指導を行うとともに、条例の適用外となる小規模な建築物に対しても指導や啓発を行います。
道路環境のバリアフリー化	視覚障がい者にも配慮した段差の解消や路面の平坦化、表示誘導の設置を図ります。交通マナーの遵守や放置自転車・看板等の撤去を進めるための啓発活動を行います。

施策	取組内容
公園のバリアフリー化	公園の出入口等の段差の解消や使いやすい水飲み場・トイレの整備等を進めます。
居住環境のバリアフリー化	生活する建物のバリアフリー化を進めるとともに、道路や商店、公共施設など地域ぐるみで住みやすい居住環境を実現するように促します。
セーフティーネットづくり	障がいのある人が安全に、安心して暮らすために商店・交通機関・医療・警察・消防などの関係機関への啓発を行い、連携を強めます。
交通安全施設の整備	音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設の整備を関係機関に要請します。
公的住宅の整備	住宅確保要配慮者として、障がい者の居住の安定確保に努めるとともに、障がい者等に配慮した公営住宅の整備に努めます。
住宅改修費の助成	障がい者が現に居住する住宅について、手すりの設置や段差の解消等、小規模な住宅改修の費用を助成します。
住宅改造の支援	生活福祉資金制度の充実や住宅改造資金の充実に努めます。

ご存じですか？ 障がい者に関するマーク

名 称	概 要 等	連 絡 先
【障害者のための国際シンボルマーク】 	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/</p> <p>TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523</p>

(2) 防災・防犯対策

現状と課題

- 平成 25 年の災害対策基本法の改正に伴い、高齢者、障がいのある人等の災害時の避難に特に支援を要する者についての名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務付けられました。
- 災害時に避難所へ避難された障がいのある人などに対して、支援を含めた設備や機能等、避難所の整備を進めていく必要があります。
- 障がい者が犯罪に巻き込まれる等の被害に遭うケースが見受けられることから、障がい者やその家族に対して被害事例等の周知や地域住民による見守りなどの、防犯対策を推進していくことが必要です。

今後の方向性

- 障がい者が犯罪被害に遭わないように、通報体制の確保等防犯対策を推進します。
- 「富良野市防災計画」に基づき、障がい者を災害から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで障がい者の避難を支援する体制を整備していきます。
- 災害時に支援が必要な障がい者の避難所や被災生活等を支援する体制づくりを進めます。また、長期に渡る避難となった場合などに、福祉避難所を設けることがあり、同様に福祉避難所や被災生活等を支援する体制づくりを進めます。

主な施策

施策	取組内容
防災ネットワークの確立	災害時に備えて地域住民や消防署、障がい者関連団体等との連携を図り、災害時の避難誘導や避難場所での生活支援等、障がい者に必要な援護のネットワークを整備します。
緊急通報システムの設置	重度身体障がい者で一人暮らしをしている人が、火災や急な助けを必要とした時の連絡・援助体制を整備し、重度身体障がい者の日常生活の不安の解消を図ります。
防犯体制の確立	関係機関・団体及び住民組織などと連携を図り、障がい者が犯罪に巻き込まれることを防止するよう努めます。

施策	取組内容
災害時の避難場所の確保と支援体制の確立	福祉避難場所の指定及び関連事業者との災害時受け入れに関する協定の締結を推進し、受入体制の充実を図るとともに、在宅で被災生活を送る障がい者の巡回相談などの支援体制を整備します。
防災訓練等への当事者参加の促進	地域主体の防災訓練の実施を推進し、地域の障がい者を含めた災害時要援護者の援護体制の確立を推進します。
災害時要援護者支援プランの推進	災害時要援護者支援プラン（全体計画）に基づく、個別計画の作成を地域に指導します。災害時の障がいの特性に配慮した対応の参考となる避難所運営マニュアル（23年度作成）の浸透を図ります。
防災資機材の整備	障がい者に配慮した防災資機材の整備を進めていきます。

ご存じですか？ 障がい者に関するマーク

名 称	概 要 等	連 絡 先
【身体障害者標識】 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警視庁交通局、 都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 TEL：03-3581-0141(代)

基本施策3 教育・発達支援の充実

(1) 療育・保育・教育の充実

現状と課題

- 乳幼児健診や幼稚園・保育所から療育が推奨されたケースについて療育相談を実施しています。
- 子どもの発達の専門的な相談や療育のため、必要に応じて、保育や医療機関の関係者と連携・情報共有を行っています。
- 療育を必要とする児童の増加により、児童発達支援事業の受け入れ先及び体制整備が課題となっています。

今後の方向性

- 支援が必要な子どもに対し、保健・福祉・療育の関係機関の相談支援ネットワークを構築するとともに、障がい児の保育所や幼稚園での受け入れを推進します。
- 富良野地域自立支援協議会や特別支援連携協議会などとの連携と情報共有を図り、協議会機能の充実を図ります。

主な施策

施策	取組内容
児童発達支援事業	支援が必要な子どもに、日常生活の基本的な動作への指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を充実させていきます。
保育所・幼稚園での障がい児の受け入れ	保育所・幼稚園等での障がい児の受け入れを進め、障がいに配慮した保育・幼稚園教育を実施します。
保育所等訪問支援	保育所等の集団生活に適應できるように、指導経験のある児童指導員・保育士が訪問して障がいの特性に応じた専門的な支援を行います。

施策	取組内容
発達支援事業	子どもの発達の専門的な相談や療育を行います。北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターと連携して、発達障がいの相談支援を行います。相談支援者等が研修を行い、相談や療育技術等の資質の向上を図ります。
関係機関のネットワークの構築	富良野市特別支援教育マスタープランにより、特別な支援を必要とする乳幼児、児童・生徒への支援を行う機関等のネットワークを構築し、相互理解を深めます。
療育支援事業	発達障がいのワークショップや講座を行い、それに携わる支援者を育成し、地域での発達障がいの理解を深めます。
相談支援体制の構築	支援が必要な子どもや保護者への乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制の整備を図り、早期に乳幼児期の対応をし、学校卒業後の適切な支援を行います。
特別支援連携協議会の充実	幼児・児童・生徒や保護者の意向、障がい等の状況を把握して、就学相談や就学支援を適切に行うため、特別支援連携協議会の充実に努めます。

ご存じですか？ 障がい者に関するマーク

名 称	概 要 等	連 絡 先
【聴覚障害者標識】 	聴覚障害者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警視庁交通局、 都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 TEL：03-3581-0141(代)

(2) 特別支援教育の充実

現状と課題

- 学校による特別支援教育に関する校内委員会を設置するとともに、特別支援コーディネーターを中心に組織的な支援を実施しています。
- 支援を必要とする児童生徒が年々増加している中、学校教育アドバイザーを配置し、関係機関と連携し、早期からの教育相談の充実を図っています。

今後の方向性

- 学齢期の障がい児への学校教育の充実を図ります。
- 就学相談や支援員の配置等を通じて、一人ひとりのニーズに応じた教育が受けられるように支援します。

主な施策

施策	取組内容
就学支援体制の充実	障がいのあるなしに関わらず子どもたちの実態を把握し、一人ひとりのもつ可能性・能力・特性などに応じて教育が受けられるよう就学支援体制の充実に努めます。
特別支援学級の設置	特別支援学級を市内の小・中学校に設置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。
個別の教育支援計画の作成	特別支援教育コーディネーターを指名し、児童・生徒や保護者、担任、外部機関との連絡を円滑化し、適切な指導を行うために、個別指導計画の作成を進めます。
特別支援学校との連携	特別支援学校、市内の小・中学校、関係機関等で連携を深め、相互の行き来がスムーズに行えるような仕組みの構築を図ります。
通級指導教室の充実	言語障がい等のある児童生徒に対し、通常の学級に在籍しながら、特別の指導の場を設け、特別の教育課程に基づき、個々に応じた専門的な指導の充実を図ります。

施策	取組内容
指導力向上の推進	関係機関との有機的な連携協力体制の構築で、一人ひとりの教員及び療育に関わる専門職員の教育・療育、相談等への専門性や指導力の向上に努めます。
保健・福祉・保育等との連携	保健・福祉・保育等の部署と連携し、一貫した特別支援教育の情報の共有化を図ります。

ご存じですか？ 障がい者に関するマーク

名 称	概 要 等	連 絡 先
【盲人のための国際シンボルマーク】 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://homepage2.nifty.com/welblind/ TEL：03-5291-7885

(3) 放課後活動・生涯教育の充実

現状と課題

- 全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室、放課後等デイサービス、学童クラブ等の実施を図っています。
- 放課後等デイサービス等の事業においては、利用希望者の増加による受け入れ先の確保と事業者の安定的な運営と人員確保等の体制整備が課題となってきています。
- 誰もが参加しやすい市民講座の開催に努め、生涯学習の場の提供を図っています。

今後の方向性

- 障がいのある児童に、放課後や長期休業中の活動の場の提供、学校教育を修了した障がい児・者に社会教育の場を提供することによって、生活の充実を図ります。

主な施策

施策	取組内容
学童クラブへの障がい児の受け入れ	保護者の就労等で、学校から帰宅後に適切な監護が受けられない障がい児を学童クラブに受け入れます。
放課後子ども教室への障がい児の受け入れ	放課後子ども教室に、当該校に在籍する障がい児を受け入れ、仲間との交流や学習、スポーツ等の活動の場を展開します。
放課後等デイサービス事業	放課後や夏休み等の長期間中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、学校教育と協力して障がい児の自立を促進と、放課後等の居場所づくりを行います。
障がい者の社会教育の場の充実	だれもが参加しやすい、一般教養、スポーツ、レクリエーションの事業を実施します。生活充実に必要な学習・スポーツ活動の機会を提供し、地域の理解を促進させます。
障がい者の社会教育の指導者の発掘	市の関係部署、文化団体、スポーツ団体、相談支援事業所等の連携で、障がい者に文化・スポーツ・レクリエーションを教える指導者の発掘を行います。

施策	取組内容
障がい者スポーツ大会	各種障がい者スポーツ大会の実施を支援します。北海道障害者スポーツ大会などの参加を支援します。
障がい者レクリエーション・文化活動	レクリエーション・文化活動への参加を支援し、参加の機会の拡大に努めます。障がい者支援施設等の作品発表活動を支援します。

ご存じですか？ 障がい者に関するマーク

名 称	概 要 等	連 絡 先
【耳マーク】 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体 連合会 http://www.zennancho.or.jp/</p> <p>TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046</p>

基本施策4 保健・医療の推進

(1) 予防・早期発見・早期支援

現状と課題

- 本市では、新生児の障がいの予防、新生児及び乳幼児の障がい、発達障がいの早期発見と重度化を防止するため、母子健康法の各種健康診査を実施しています。
- 未熟児や長期療養等の幼児に対し、保健師が訪問や相談・検診等を行うなかで支援を行っています。

今後の方向性

- 乳幼児に健康診査や相談・支援を行うことで、障がいの早期発見、早期療育につながるよう努めます。
- 自立支援医療やさまざまな医療費助成制度等を通じ経済的負担を減らし、障がい児の医療サービス利用を推進していきます。
- 成人を対象とした健康診査等を通じて、生活習慣病や障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療につながるよう努めます。

主な施策

施策	取組内容
妊婦健康診査、先天性代謝異常検査、股関節脱臼検査	新生児の障がいの予防、新生児及び乳幼児の障がい、発達障がいの早期発見と重度化を防止するため、母子保健法の各種の健康診査を行います。
未熟児訪問・未熟児相談	未熟児や医療依存度の高い乳児を抱えている家庭等に、医療機関と連携を取りながら保健師が訪問等をして、相談・指導を行います。
未熟児養育医療給付	養育のため医療機関に入院することを必要とする未熟児に対し、医療費を助成します。
長期療養児・身体障がい児への療育指導	小児慢性疾患等の医療給付申請時及び医療機関からの連絡で、保健師・栄養士が相談、訪問指導を行います。

施策	取組内容
妊産婦・新生児訪問	妊産婦及び新生児の家庭訪問を実施し、健康状態、生活環境、疾病予防等の相談・指導を保健師が行います。
母子保健総合相談	虐待・母子の健康、子育て等の母子保健に関する相談を行います。
乳幼児健康診査	乳幼児期の各期における健康診査（4カ月児健康診査、7カ月児健康相談、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査）を行い、障がいの疑いのある乳幼児の早期発見及び相談・指導を実施します。
あそびの教室	子どもの発育や発達のことによって不安を感じたり、子どもとの関わりが難しいと悩んでいるお母さんと子どもが楽しく遊べる教室を行います。
介護予防教室	65歳以上を対象として、要介護状態や障がいの発生を予防し、生きいきと暮らすことができる体づくり、筋力づくりを図るための教室を行います。

ご存じですか？ 障がい者に関するマーク

名 称	概 要 等	連 絡 先
【オストメイトマーク】 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 http://www.ecomo.or.jp/index.html TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674

(2) 保健医療の提供

現状と課題

- 障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくためには、保健医療や介護予防等が重要な役割を果たしており、その一層の充実が必要です。
- 医療費助成等の情報収集や、申請手続きなどで困難を感じる人が多いとの声があり、制度の周知・啓発ときめ細やかな情報発信が課題となっています。

今後の方向性

- 障がい者が地域で安心して暮らせるように、保健・医療における各種助成制度やニーズに応じた多様なサービスの提供を図ります。

主な施策

施策	取組内容
特定健康診査・一般健康診査・各種健康診査	20歳～39歳までの市民、40歳以上の国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者等を対象に、生活習慣病に関する健康診査を行います。
こころの健康相談・精神保健相談	精神障がい者及びその家族から、嘱託精神科医師及び保健師等が相談を受け、指導・助言、関係機関紹介、調整を行います。
在宅精神障がい者訪問指導	保健師が家庭訪問をして、在宅の精神障がい者の生活環境を把握し、適切な療育と地域生活の参加のための指導を行います。
自立支援医療（更生医療・育成医療）	身体障がい者・児の障害の程度の軽減等を行うために必要な場合に、その医療費を助成します。
自立支援医療（精神通院医療）	精神障がい等のため、通院による精神医療を継続的に必要とする場合の医療費を助成します。
小児慢性疾患医療給付	悪性新生物など国が定める慢性疾患にかかっている18歳未満の児童（20歳まで延長あり）に、その医療費の一部を助成します。

施策	取組内容
重度心身障害者医療費助成制度	身体障害者手帳1～2級、及び3級の内部障害、療育手帳の判定がA、精神障害者保健福祉手帳1級の方（通院のみ）の医療費を助成します。
特定疾患等医療費助成制度	国や道が定める特定疾患やウィルス性肝炎等の難病にかかる医療費の一部を助成します。
在宅難病患者支援	特定疾患等医療費助成制度申請者に対する相談・訪問支援を行います。
在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成	在宅酸素療法等を必要とする低肺機能患者に酸素濃縮器等にかかる電気料金の一部を助成します。
後期高齢者医療制度	65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度が認定する障がい内容により、後期高齢者医療保険を選択することができます。
精神障害者地域生活支援事業	精神障がい者が自立した社会生活が送れるように病院や施設などの地域の関係者と連携し、入院中の精神障がい者が退院し、地域生活することができるための支援を推進します。
訪問看護事業	病気やけが、障がい等により、家庭での療養が必要な方に看護師が自宅に訪問し、看護、リハビリ、相談支援等を行います。

ご存じですか？ 障がい者に関するマーク

名称	概要等	連絡先
【ハート・プラスマーク】 	<p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいのある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。</p>	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/ TEL：052-718-1581

基本施策5 雇用・就労の拡大

(1) 就労支援の充実

現状と課題

- 障がい者が自立・社会参加を図るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。このため、障がい者が就労する施設等の仕事の確保と福祉的就労から一般就労に移行できるよう支援を行っています。
- 一方で、障がい者の中には働く意欲があっても、年齢や障がい・疾病の程度・特性などのために一般就労が難しい方、受け入れる企業等の状況により雇用に結びつかない方がいます。そのため、一般就労が難しい方でも、生きがいを持って働くことが出来るような福祉的な就労の場を今後も充実させていくことが課題となっています。

今後の方向性

- 働くことを希望する障がい者に、職業訓練の機会を提供し、適切な職業能力を身につけられるよう支援を実施します。
- 一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための支援を実施します。

主な施策

施策	取組内容
就労移行支援	就労支援体制の確立に努め、一般企業での就労を希望する65歳未満の障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	心身の状態などから一般企業等での就労が困難になった方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(2) 就労相談、雇用の拡大

現状と課題

- 完全失業率及び雇用情勢は改善傾向にあり、国が定める企業等における法定雇用率の達成等の要因により、障がい者の雇用環境は改善されてきています。しかし、障がい者の年齢や障がい・疾病の程度・特性や、求職側と求人側でのミスマッチにより、容易に就労に結びつかない状況もあり、多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。
- 平成 25 年 4 月 1 日に「障害者優先調達推進法」が施行され、本市では毎年度障害者就労施設等からの物品の調達の推進を図るための方針を策定し、調達の推進に取り組んでいます。

今後の方向性

- 一般企業で働くことを希望する障がい者に、職業相談、就労相談、就労支援、ジョブコーチ支援等のサポートを行うことで、一般就労への移行を促進します。
- 障がいに対する正しい理解の啓発等を通じて、障がい者が働ける企業等の拡大を進めます。
- 市では、障害者優先調達推進法を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品等の調達を通じて、生産活動の活性化により地域における障がい者の自立生活を実現できるように支援します。

主な施策

施策	取組内容
障がい者雇用に関する企業の理解促進と市内障がい者雇用企業との連携	障がい者の雇用拡大を企業に啓発活動を行います。また、市内の障がい者を雇用している企業と情報交換を行い、雇用に結びつけるように連携します。
公共機関等での雇用の促進	市役所をはじめ、市内の公共機関や公的事業を委託している事業者での雇用の促進を図り、障がい者の働く場所を拡大します。
職場体験実習の拡大	様々な職場体験実習を受け入れる企業等の開拓を行い、働く体験の機会と実践的な就労体験の場を増やします。

施策	取組内容
上川中南部障害者就業・生活支援センター	障がい者の相談や就労支援等を行い、自立と社会参加を応援します。障がい者の雇用を考えている企業・事業所への支援を行います。また、ジョブコーチ支援事業等による障害者、事業主及び当該障害者の家族に対して、障がい者の職場適応に関するきめ細かな支援をします。
企業内授産事業	企業などから委託を受けた作業所等がその企業の中で実施する授産事業を拡大し、働く意欲のある障がい者の福祉的就労から一般就労への移行を促進します。
障がい者優先調達の推進	市などが率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するように努めます。



基本施策6 広報・啓発活動の推進

(1) 情報提供の充実

現状と課題

- 本市では、障がい者施策の福祉情報やお知らせ等を広報紙、ホームページ等を活用し、随時掲載を行っています。また、障害者手帳の交付時に「障がい者のしおり」を配布し、福祉制度等の説明を行っています。
- 市民向けの予算説明書等の配布物などにおいては、ユニバーサルデザインを考慮した色彩に配慮するなどしています。

今後の方向性

- 障がいのある人が、必要とする情報提供とその方法について検討するとともに、広報紙やホームページ等を通じて、障がい者施策に関する情報やお知らせ等を広く市民に提供します。
- 広報紙やホームページ、印刷物などについて、ユニバーサルデザインを考慮した色彩に配慮を行います。

主な施策

施策	取組内容
広報紙等への情報掲載	障がい者施策の福祉情報やお知らせ等を「広報ふらの」や「社協だより」に積極的に掲載していきます。
情報伝達の充実	声の広報、インターネット、手話通訳などによる情報提供に努めます。
ホームページへの情報掲載	障がい者施策に関する情報やお知らせ等を市のホームページに掲載し、利用しやすいホームページを作成していきます。
出前講座の推進	障がい者に関する出前講座を通じて、市民の中に入って、障がい者への理解を深めていきます。
障がい者のしおり	福祉制度やサービスの内容等の障がい者のしおりを作成し、適宜、市内の障がい者に配布します。

施策	取組内容
パンフレット類の作成及び配布	障害者総合支援法などの仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的・効率的に推進されるよう啓発に努めます。

ご存じですか？ 障がい者に関するマーク

名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室</p> <p>TEL：03-5253-1111(代) FAX：03-3503-1237</p>
<p>【障害者雇用支援マーク】</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障がい者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。</p> <p>そういった企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになればと考えております。ご協力のほど、宜しく申し上げます。</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター http://www.social.or.jp/itcenter/</p> <p>TEL：052-218-2154 FAX：052-218-2155</p>

(2) 相互理解及び啓発活動の推進

現状と課題

- 障がい者関係団体への補助、障がい者に関わるイベントや大会への後援及び協力を実施しています。
- 自立支援協議会の部会会議の場において、関係機関の支援者等に障がい者施策に関する情報提供を行っています。
- 民生委員児童委員や関係団体等に障がい者の福祉制度等について、パンフレット配布や出前講座を行っています。

今後の方向性

- 「障害者週間」等に合わせて、障がい者施策の啓発活動の推進を図ります。
- 地域啓発研修会等を開催し、障がい者の理解に関する啓発活動を行います。

主な施策

施策	取組内容
障がい者に関わるイベントの後援	各施設が行う障がい者のイベントの運営を支援し、市民の理解と共感を深めます。
障がい者作品展	障がい者作品展の開催や施設等で行っている作品展を支援します。
当事者団体・支援団体との連携	市の関連部署と当事者団体や支援団体との連携を深め、情報交換や意見交換を盛んにすることで相互理解と情報の共有に努めます。
障害者週間に合わせた広報・啓発活動	障がいへの理解を深めるために、「障害者週間」（12月3日～9日）に合わせて広報・啓発活動を実施します。
地域生活研修啓発（地域生活支援事業）	地域での障がいへの理解を深めるための研修・啓発等の事業を行います。

施策	取組内容
地域自発活動支援（地域生活支援事業）	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動等を支援します。
学校教育での福祉教育	副読本などを活用し学校教育での福祉教育を充実させます。また、心の健康の指導・啓発を行い、子どもたち自身の心の健康にも配慮していきます。
社会教育との連携	障がいについて正しい理解を深めるため、社会教育と連携を図りながら、市民に対する福祉教育を充実させます。
福祉講座	福祉講座の開設に努め、図書館で啓発用図書や視聴覚用資料の整備を図ります。



(3) 情報バリアフリー化の推進

現状と課題

○障害者差別解消法に基づき、様々な障がいのある人にも利用しやすいホームページ、障がいのある人にも読みやすく解りやすい「伝わる広報」等、合理的配慮の実施と、障がい者の情報アクセスの利便性を高める取り組みを行っています。

今後の方向性

- 情報のバリアフリー化を進めることで、障がい者の情報アクセスの利便性を高め、障がい者の生活充実や社会参加の促進を図ります。
- 様々な障がいのある人が円滑に情報を得られるように、様々な障がいに応じた情報提供と合理的配慮に努めます。

主な施策

施策	取組内容
ホームページのバリアフリー化	色覚障がい者の配慮等、様々な障がいのある人にも利用しやすいよう、ホームページのバリアフリー化を促進します。
視覚障がい者のための情報サービス	視覚障がい者が円滑に情報を得られるよう、録音物等による広報の発行等を行います。
障がい者へ配慮した広報等の提供	知的障がい者・精神障がい者等にも理解しやすいよう、広報紙等の表現を分かりやすく工夫し、難しい文字にルビを入れることや録音物等を配慮します。
情報機器の導入	障がい者のコミュニケーション・情報の確保のため、最新機器・技術の導入を検討します。

(4) コミュニケーション支援の推進

現状と課題

- 地域生活支援事業により手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、手話や要約筆記を必要とする障がい者やその家族、講演会に参加するろう者等へのコミュニケーション支援を実施しています。
- 通訳者の人材不足と通訳技術の向上が課題です。

今後の方向性

- 登録手話通訳者の研修を通じて、登録手話通訳者連絡会との協働で手話技術の向上を図ります。
- 点訳・点字・音訳等のボランティアサークルとの連携・協働により、コミュニケーション支援の充実を図ります。

主な施策

施策	取組内容
手話通訳者の派遣	障がいのために意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者の派遣	障がいのために意思疎通を図ることに支障がある方に、要約筆記者を派遣します。
講演会等への手話通訳者・要約筆記者の配置の推進	市で実施する講演会や講座に手話通訳者等を必要としている方の参加がある場合には、手話通訳者や要約筆記者の配置を促し、障がい者の社会参加を進めます。

(5) ボランティア活動の推進

現状と課題

- 福祉のまちづくり事業を通じ、社会福祉協議会のボランティアセンター運営等の支援を実施しています。
- 地域生活支援事業による手話奉仕員の養成や地域生活支援センター等でのボランティア養成の支援を実施しています。

今後の方向性

- ボランティア活動への支援とボランティアの養成を通じて、障がい者への支援の輪を拡大・充実させていきます。

主な施策

施策	取組内容
ボランティアの養成	社会福祉協議会のボランティアセンターや地域生活支援センター等でボランティアの養成に努めます。
手話奉仕員養成講習会	手話奉仕員を養成するための講座を開催します。市の登録手話奉仕員として事業に協力してもらいます。
ボランティア団体との協働の推進	障がい者の自立の支援に積極的な活動を展開している社会福祉協議会やボランティア団体等との協働に努めます。

基本施策7 権利擁護の推進

(1) 権利擁護の推進

現状と課題

- 日常生活上の判断能力が不十分な知的または精神障がい者などに対して、日常的な金銭管理、さまざまなサービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業と、本人を不利益から守る成年後見制度があり、本市では二つの制度の周知と後見申立人がいない方に対する支援を行っています。
- 家族の高齢化に伴い、障がい者の成年後見制度のニーズは高まってくると考えられるため、わかりやすい制度の説明や周知を行う必要性があります。
- 障がいのある人の高齢化・地域社会への移行に伴い、地域生活の中で権利擁護支援を必要とする人が年々増加しています。知的・精神障がい者など判断能力が低下した方でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護の必要性が高まっています。

今後の方向性

- 障がい者や家族に対して、権利擁護、権利行使についてわかりやすい説明や情報提供を行います。また、関係機関が連携して障がい者の権利擁護の推進に努めます。
- 国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの中核機関（権利擁護センターなど）の設置等について、検討を進めます。

主な施策

施策	取組内容
成年後見制度利用支援	知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等、判断能力が十分ではない人を保護するため、制度の利用を推進します。
日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない人の福祉サービス利用に関わる相談や援助を行い、障がい者の権利を擁護し、自立生活を支援します。

(2) 虐待や差別の解消

現状と課題

- 本市では、障がい者虐待防止に関する事業を実施し、関係機関との連携により、障がい者への虐待防止に取り組んでいます。
- 障がい者の差別解消に向けた周知活動を行っています。今後も周知や啓発活動を継続し、量的・質的な対応力の向上や関係機関や団体との一層の連携をしていく必要性があります。

今後の方向性

- 虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぎ、安心・安全な生活や社会参加を助けるために、関係機関との連携を図っていきます。
- 子どもから大人まで、障がい者の人権や障がいに対する正しい理解と知識を深め、合理的な配慮を実践できるような周知・啓発活動に努めます。

主な施策

施策	取組内容
虐待防止対策	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援をします。
障害者虐待防止法に伴う一時保護	養護者による虐待により、生命及び身体に重大な危険が生じていると認められる障がい者に対し、一時的な保護を行います。
障害者差別解消法	広報・ホームページ、研修・講演会などさまざまな手法を用いて、市民や企業に対して周知・啓発活動を行い、障害者差別解消法の理解を深めます。
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がい、内部障がい、難病、妊娠初期など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい方で、希望される方に対してヘルプカード・ヘルプマークを配布し、周囲の手助けをお願いしやすくします。

第5章 計画の推進

1 計画の普及・啓発

障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会を実現させるためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、また、計画の実施にあたっては、障がいに関わる方々への周知を図ることにより、意識の啓発、共通理解を得ながら推進していくことが重要となります。

本計画の周知に向け、広報紙やホームページ等を活用した広報活動を行い、計画の普及・啓発を図っていきます。

2 計画の推進体制

本計画で推進する各種施策は、福祉・保健の分野にとどまらず、医療・教育・雇用・生活環境・防災など全庁的な取組が必要とされることから、庁内においては富良野市障がい者計画策定実務者会議を活用し、また、富良野地域自立支援協議会との連携のもと、計画の推進を図ります。

また、現在推進中の「第4期富良野市障がい福祉計画」及び平成29年度に策定予定の「第5期富良野市障がい福祉計画」、「第1期富良野市障がい児福祉計画」に基づき、各種障がい福祉サービスを推進していきます。

3 計画の進行管理

本計画を総合的、円滑に推進していくためには、計画の実施状況等を把握するとともに、計画の効果的な推進に向けた検討を行うなど、計画の進行管理を適切に行う必要があります。

このため、富良野市障がい者計画策定実務者会議及び富良野地域自立支援協議会において、計画の実施状況や課題の把握、解決策の検討を行うなど、関係部局及び関係機関と連携を図りながら計画の進行管理を行います。

また、計画実施中間年において、「富良野市障がい者計画市民委員会（仮称）」を設置するなどし、計画の進捗状況について検証を行うとともに、今後の社会情勢の変化や国・北海道の施策、近隣市町村や市内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行います。

資料編

- 1 富良野市障がい者計画策定経過
 - (1) 策定経過
 - (2) 富良野市障がい者計画策定市民委員会委員名簿
 - (3) 富良野市障がい者計画策定市民委員会設置要綱
 - (4) 答申書
- 2 障がい者計画に関する市民意見など
- 3 用語解説
- 4 機関・部署一覧

1 富良野市障がい者計画策定経過

(1) 策定経過

年 月	策 定 経 過
平成28年 3月	○市議会において関連予算議決
11月	○富良野市障がい者計画策定市民委員3名公募
平成29年 2月	○富良野市障がい者計画策定市民委員会 委員12名に委嘱状を交付。正副委員長選出。計画の趣旨等及びスケジュールについて説明。 ※計画の趣旨、障がい者福祉に関する計画策定等経過、計画の位置付け、計画の骨子、計画策定の進め方・スケジュール、アンケート調査の概要
	○富良野市障がい者計画策定のためのアンケート調査（平成29年2月24日～3月22日で実施） 障がい者手帳所持者及び障がい福祉サービスのみを利用する方等 ※富良野保健所より、難病患者の方にもアンケート調査を実施
3月	○市議会において関連予算議決
4月	○第2回富良野市障がい者計画策定市民委員会 アンケート調査結果等、スケジュール
6月	○富良野地域自立支援協議会富良野部会 現計画の検証作業
8月	○富良野市障がい者計画施策関連部署 現計画の検証作業
9月	○第3回富良野市障がい者計画策定市民委員会 富良野市障がい者計画策定実務者会議等における検証結果等 ※次期計画策定に向けた課題とその現状、現計画における施策の進捗状況、アンケート調査結果（クロス集計）
10月	○第1回富良野市障がい者計画策定実務者会議 アンケート調査結果、現計画の実施状況、次期計画素案づくり ○第2回富良野市障がい者計画策定実務者会議 富良野市障がい者計画（素案）について ○第4回富良野市障がい者計画策定市民委員会 障がい者計画素案の審議
12月	○第5回富良野市障がい者計画策定市民委員会 障がい者計画素案の審議、答申（案）について検討
平成30年 2月	○富良野市情報共有と市民参加のルール条例に基づきパブリックコメントを実施 ○第6回富良野市障がい者計画策定市民委員会 障がい者計画（案）、答申（案）について検討
	○富良野市障がい者計画を答申 富良野市障がい者計画（案）
3月	○富良野市障がい者計画を決定 ○パブリックコメント実施結果を公表

(2) 富良野市障がい者計画策定市民委員会委員名簿

区 分	所属団体・機関等の名称	役 職	氏 名	備 考
障害者団体	富良野身体障害者福祉協会	会 長	渡 辺 寛 子	
	社会福祉法人クゥエート富良野	常務理事	久 田 茂	
	社会福祉法人富良野あさひ郷	北の峯学園 施設長	酒 井 亮	
福祉団体	富良野市社会福祉協議会	会 長	小 玉 将 臣	委員長
	富良野ボランティア連絡協議会	会 長	桐 澤 幸 子	
医療団体	医療法人社団博友会 北の峰病院	院 長	久 保 昌 己	副委員長
学識経験者	富良野市特別支援連携協議会	委員長	鷹 合 勇	
行政機関	北海道上川総合振興局保健環境部 富良野地域保健室	保健推進課 課 長	内 海 千 枝	
	旭川公共職業安定所富良野出張所	所 長	高 畠 弘 治	
市民公募	公 募 委 員		荒 田 信 恵	
	公 募 委 員		新 谷 留美子	
	公 募 委 員		藤 田 嗣 人	

(3) 富良野市障がい者計画策定市民委員会設置要綱

(設 置)

第1条 富良野市障がい者計画（以下「障がい者計画」という。）の策定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、富良野市障がい者計画策定市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は、次の事項について協議し、市長に報告する。

- (1) 障がい者計画の策定（見直し）について
- (2) その他障がい者等施策の推進に必要な事項について

(組 織)

第3条 市民委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、関係機関・団体から推薦される者、及び公募の者をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、障がい者計画に関する報告が終了したときまでとする。

(委員長、副委員長)

第5条 市民委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、市民委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 市民委員会は、必要に応じ開催する。

- 2 会議は、委員長が招集する。
- 3 会議の議長は、委員長が行う。
- 4 市民委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 市民委員会の委員は、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第15号）の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(庶 務)

第8条 市民委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(4) 答申書

答 申 書

平成30年 2月22日

富良野市長 能 登 芳 昭 様

富良野市障がい者計画策定市民委員会
会 長 小 玉 将 臣

第4期富良野市障がい者計画について（答申）

平成29年2月13日、当策定市民委員会に諮問されました第4期富良野市障がい者計画について、慎重に検討・協議の結果、計画策定を終了しましたので、意見書を添えてここに答申いたします。

なお、本策定市民委員会における意見を十分に尊重し、計画の的確な推進に努められるよう要望いたします。

記

- | | |
|----------------------|--------|
| 1. 第4期富良野市障がい者計画書（案） | 別冊の通り |
| 2. 意 見 書 | 別紙のとおり |

意見書

1. 広報・啓発活動について

障がいのある人となない人が、互いに理解しあい、ともに支え合って生きる共生社会を実現するためには、障がいの有無に関わらず、誰もが障がいに対する理解を深めるとともに、障がい福祉制度などを理解することが重要です。

障がいのある人が自ら福祉サービス等を選択し利用するためには、制度及び福祉サービス等の情報を入手することが不可欠であるため、様々な媒体を活用した広報・啓発活動に努められたい。

また、差別や人権侵害等を防止し、安心して地域で暮らせる共生社会を目指すためには、障がい者福祉に携わる関係者の意識の醸成を図ることはもとより、広く市民にいかに情報が伝わるかが重要であることから、情報の発信伝達方法の検討を図られたい。

2. 権利擁護の取組みについて

平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、国の基本計画により各市町村は平成34年度までに成年後見制度の利用の促進に関する地域連携ネットワークの整備とネットワークの中核機関の設置等を行うこととされている。

障がいのある人の高齢化・地域社会への移行に伴い、地域生活の中で権利擁護支援を必要とする人が年々増加しており、知的・精神障がい者など判断能力が低下した方でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域連携ネットワークの整備とその中核機関（権利擁護センターなど）の設置等について検討を図られたい。

2 障がい者計画に関する市民意見など

第4期富良野市障がい者計画（案）について、市民意見の募集（パブリックコメント）を平成30年2月1日から2月20日までに実施したところ、1人より3件の意見提出がありました。提出のあった意見等については、下記のとおりです。

◆ パブリックコメント手続の実施

対象案件	第4期富良野市障がい者計画について
意見募集期間	平成30年2月1日 から 平成30年2月20日 まで
担当部署（問合せ先）	保健福祉部福祉課福祉係 （電話 0167-39-2211）
意見提出件数	意見提出者 <u> 1 </u> 人 （個人 1・法人 <u> </u> ） 意見提出件数 <u> 3 </u> 件

◆ パブリックコメント手続の結果（市民意見提出手続の結果）

提出のあった意見の概要	市の考え方 (原案を修正したときは修正内容)
<ul style="list-style-type: none"> 基本施策3について、体制整備にプラスして障がいがある人とない人が互いに理解し合い、支え合って生きる共生社会を目指す意識を育てていくことが必要ではないか。教育の場での意識の醸成として基本理念を幼少時より浸透させるのは学校という社会の中ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本施策3については、支援が必要な子どもに対する教育・発達の支援を図るための施策としており、意見のあった障がい者計画の基本理念を幼少時より浸透させるための取り組みとしては、基本施策6の施策「相互理解及び啓発活動の推進」の主な施策として学校教育と社会教育の両面において福祉教育を充実させていくことを計画に盛り込んでいます。
<ul style="list-style-type: none"> 基本施策5について、一般就労できる場所の確保や拡大が必要と感じる。具体的施策に盛り込んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本施策5の取組内容として、主な施策の中で「障がい者雇用に関する企業の理解促進と市内障がい者雇用企業との連携」として雇用拡大を計画に盛り込んでいます。
<ul style="list-style-type: none"> 基本理念について、障がい者のみを限定するのではなく、多様性や違いを認め、相互に個性を尊重することが大切と考え、多様性や違いという言葉が入る方が良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の基本的な考え方（基本理念）において、相互に多様性や違いを認め、個性を尊重することは大切であり、原案では「相互に個性を尊重し合いながら」としていますが、個性の尊重は多様性を認め合うことが基本であり、原案に『多様な』を追記致します。 <p>修正後計画書文面</p> <ul style="list-style-type: none"> 相互に「多様な」個性を尊重し合いながら

3 用語解説

あ 行

【一般就労】

一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障がい福祉サービス事業所などで就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

【移動支援】

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の支援を行うこと。

か 行

【居宅介護】

ヘルパーが居宅において入浴、排せつ等の身体介護と、食事の用意、部屋の掃除、洗濯等の家事援助等の介助を行うこと。

【共同生活援助（グループホーム）】

障がいのある人たちが、少人数で共同生活を営む住居で、主に夜間や休日に、世話人が相談や日常生活の手伝いをする事。

【計画相談支援】

障がい福祉サービスを利用する人に、サービス等利用計画（利用するためのプラン）などを作成し、サービス提供事業所との連絡・調整、モニタリング（見直し）を行うこと。

【行動援護】

障がいの特性を理解したヘルパーにより、知的、精神障がいにより行動上、著しい困難を有する人が安心して外出・活動ができるように、行動する際に生じる危険を回避するための支援を行うこと。

【合理的配慮】

合理的配慮とは、障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特長や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、必要な配慮のこと。

さ 行

【施設入所支援】

入所施設で、主として夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うこと。

【重度障害者等包括支援】

常に介護を必要とする重度障がいのある人が生活するために必要なサービスを組み合わせ提供すること。

【重度訪問介護】

ヘルパーが常に介護が必要な重度の肢体不自由者、知的・精神に障がいのある人の家に行き、入浴、排せつ、食事等の介護や、外出時の介護を行うこと。

【就労移行支援】

障がいのある人に対し、就職するための訓練・就職活動支援を行うこと。就労を希望する65歳未満の障がいのある人に、一般企業等に就職するために必要な知識や能力を一定期間、生産活動や職場体験等の機会を通じて訓練し、求職活動の支援、職場開拓、就職後の職場への定着に必要な相談や支援を行う。

【就労継続支援（A型）】

一般企業等で働くことが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である障がいのある人に、雇用契約を結び、就労の機会・生産活動の機会を提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行うこと。

【就労継続支援（B型）】

一般企業等で働くことが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である障がいのある人に、雇用契約を結ばず、就労の機会・生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行うこと。

【障害者差別解消法】

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

【障害者週間】

障害者基本法に定める、12月3日から9日までの一週間の名称。国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。

【ジョブコーチ】

障がいのある人が職場に適応し定着できるよう、職場などに出向いて直接支援する職場適応援助者のことです。障がい者や事業主に対して、雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的、専門的な支援を行う。

【自立訓練（機能訓練）】

身体に障がいのある人を対象に、自立した日常生活を送るため、一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要な訓練を行うこと。

【自立訓練（生活訓練）】

知的・精神に障がいのある人を対象に、地域での生活に困らないように、一定期間、生活能力の維持・向上等のために自分の身の回りのこと（入浴・排せつ・食事等）ができるように必要な訓練を行うこと。

【自立支援医療】

心身の障がい除去・軽減するための医療を指定医療機関で受けた場合、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度（原則1割負担で、所得に応じて月額上限額が決められている。）

「更生医療」（対象：身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人）

「育成医療」（対象：身体に障がいのある子ども）

「精神通院医療」（対象：精神疾患のある人）

「療養介護医療」（対象：療養介護利用者の医療分）がある。

【生活介護】

施設において、常に介護を必要とする重度の障がいのある人に、昼間、入浴・排せつ及び食事等の介護、創作的活動や生産活動の機会を提供すること。

【生活習慣病】

食事や不規則な生活などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常（高脂血症）、高血圧、肥満などの疾患の総称のこと。

【成年後見制度】

知的障がい、精神障がい、認知症等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る援護者（成年後見人等）を選ぶことにより、法律的に支援する制度。判断能力が不十分になる前に、将来に備えてあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」と、判断能力が不十分になってから家族等の申立てにより家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見制度」がある。

「法定後見制度」は「後見」、「保佐」、「補助」の3種類に分かれる。

た 行

【短期入所（ショートステイ）】

障がいのある人を短期間、施設に入所（宿泊を伴う）して入浴・排せつ及び食事等の介護をすること。自宅で介護している人の病気や、休養等を理由に利用することが多い。

【地域移行支援】

障がい者支援施設等に入所又は精神科病院に長期間入院をしている障がいのある人が、退所・退院により地域での暮らしを始めるとき（地域生活への移行）、相談や居宅の確保などの支援をすること。

【地域活動支援センター】

施設において、障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し自立した生活を支援すること。

【地域定着支援】

緊急時の支援が見込むことができない、一人暮らしや家族と同居していても家族等からの支援が受けられない障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の必要な支援を行うこと。

【同行援護】

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に、移動に必要な情報の提供（代筆や代読を含む）、移動の援助を行うこと。

【特別支援教育】

これまでの特殊教育の対象となる障がいだけでなく、その対象でなかった学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて支援の必要な児童・生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育を行うこと。

な 行

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者・知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が低下している人が自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業。

は 行

【バリアフリー】

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すことが多い。近年では、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

【福祉的就労】

障がい等の理由により一般企業等で働くことが困難な障がいのある人に対し、障がい福祉サービスとして就労すること。（対象となるサービスは、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）等）。

【福祉避難所】

災害時に、一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障がい者等の要配慮者が、安心して避難生活を送ることができる体制を整備した避難所のこと。また、富良野市では災害時において指定避難所での避難生活が難しい場合に利用できる避難所としています。（福祉避難所指定：ふれあいセンター）

【放課後等デイサービス】

学校に通う障がい等により支援の必要な子どもに、放課後や長期休暇を利用して自立支援と日常生活充実のための活動や地域交流機会の提供を行う。

や 行

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、障がい、国籍など、人それぞれの特性や違いを超えて、できる限りすべての人にとって利用しやすく、安全で快適なものづくりやまちづくりなどめざす考え方であり、「①誰にでも公平に使用できる」「②柔軟に使用できる」「③使い方が容易にわかる」「④使い手に必要な情報が容易にわかる」「⑤間違っても危険につながらない」「⑥少ない労力で楽に使える」「⑦接近して使用するのに適切な寸法や空間がある」の7つの原則から構成されている。

ら 行

【療養介護】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人に対して、主として昼間において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下、介護及び日常生活の支援を行うこと。療養介護のうち、医療に係るものは療養介護医療として提供する。このサービスは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供する。

4 機関・部署一覧

機関・部署		住所	電話番号
市役所	福祉課	富良野市弥生町1番3号(保健センター2F)	0167-39-2211
	高齢者福祉課	富良野市弥生町1番3号(保健センター2F)	0167-39-2255
	保健医療課	富良野市弥生町1番3号(保健センター1F)	0167-39-2200
	市民課(市民年金)	富良野市弥生町1番1号(1F)	0167-39-2301
	市民課(医療国保)	富良野市弥生町1番1号(1F)	0167-39-2310
	総務課	富良野市弥生町1番1号(1F)	0167-39-2300
	企画振興課	富良野市弥生町1番1号(2F)	0167-39-2304
	市民協働課	富良野市弥生町1番2号(文化会館)	0167-39-2311
	商工観光課	富良野市弥生町1番1号(2F)	0167-39-2312
	都市建築課	富良野市弥生町1番1号(1F)	0167-39-2316
	都市施設課	富良野市弥生町1番1号(2F)	0167-39-2313
	上下水道課	富良野市弥生町1番1号(2F)	0167-39-2317
	学校教育課	富良野市若松町5番10号(図書館3F)	0167-39-2320
	子ども未来課	富良野市若松町5番10号(図書館3F)	0167-39-2223
	社会教育課	富良野市弥生町1番2号(文化会館)	0167-39-2318
富良野保健所	富良野市末広町2番10号	0167-23-3161	
富良野市社会福祉協議会	富良野市住吉町1番28号	0167-39-2215	
富良野地域生活支援センター	富良野市本町12番5号	0167-22-3933	
北の峯学園	富良野市字中御料	0167-23-3633	
日本年金機構 旭川年金事務所	旭川市宮下通り2-1954-2	0166-27-1611	
上川中南部障害者就業・生活センター	旭川市宮前1条3丁目3-7「おびった内」	0166-38-1001	
旭川公共職業安定所 富良野出張所	富良野市緑町9番1号	0167-23-4121	

富良野市障がい者計画

平成30年3月発行

発行：富良野市

編集：富良野市保健福祉部福祉課

〒076-0018

富良野市弥生町1番3号

TEL 0167-39-2211